

長野県行政・財政改革方針

～ 最高品質の行政サービスの提供による

ふるさと長野県の発展と県民の^{しあわせ}幸福の実現に向けて～

長 野 県

平成 24 年（2012 年）3 月

長野県行政経営理念

県の行政経営に当たり、これまで当たり前のこととして明確に意識してこなかった私たちの組織の「使命・目的（ミッション）、目指す姿（ビジョン）、価値観・行動の指針（バリュー）」について、新たに「行政経営理念」として定めます。

【使命・目的（ミッション）】

最高品質の行政サービスを提供し、
ふるさと長野県の発展と県民の幸福しあわせの実現に貢献します。

【目指す姿（ビジョン）】

県民に信頼され、期待に応えられる県行政を目指します。
職員が高い志と仕事への情熱を持って活躍する県組織を目指します。

【価値観・行動の指針（バリュー）】

- 私たちは、県民起点で真摯に行動します。
- 私たちは、様々な組織と協働します。
- 私たちは、成果をあげることにこだわりを持ちます。
- 私たちは、平均ではなく最高を目指します。
- 私たちは、変化を恐れず挑戦します。
- 私たちは、責任感を持って主体的に行動します。
- 私たちは、チームとして協力し合います。

* 上記に加え、各職場にふさわしい指針を定め、自分たちのものとして取り組みます。

最高品質の行政サービスの提供による ふるさと長野県の発展と県民の幸福しあわせの実現に向けて

～長野県行政・財政改革方針を定めるに当たり～



県行政は県民の皆様の暮らしを支え、そして、未来を見据えながら長野県をより良い地域にしていくという素晴らしい仕事です。

県の行政運営に当たり、こうした当たり前のことを私たち県職員が改めて認識し、一丸となってより良い県行政の実現に向けて取り組んでいくため、今回、新たに県の「行政経営理念」を定めました。

この理念では「最高品質の行政サービスを提供し、ふるさと長野県の発展と県民の幸福しあわせの実現に貢献します」を組織の使命・目的（ミッション）とし、「県民に信頼され、期待に応えられる県行政」「職員が高い志と仕事への情熱を持って活躍する県組織」を目指す姿（ビジョン）として、更に、それらを実現するための価値観・行動の指針（バリュー）についても明確にしました。

この理念を実現し、行政サービスの質を向上させていくための具体的な取組方針を示したものが、今回の「行政・財政改革方針」です。

「県民参加と協働の推進」「人材マネジメント改革」「行政経営システム改革」「財政構造改革」「地方分権改革」の5つの柱に沿って、限られた経営資源を活かし、職員・組織の持つ力を最大限発揮しつつ、質の高いサービスを県民の皆様に提供し続けるための改革を断行してまいります。

方針の策定に当たっては、県民をはじめ、市町村・団体の皆様、そして県職員からも多くの御意見が寄せられました。大勢の皆様の参画のもと今回の方針を策定することができ、貴重な御意見をいただいた皆様に改めて感謝を申し上げます。

今回の方針とりまとめは改革実現に向けたスタートです。今後、この方針に沿って、私や管理職はもとより、現場の第一線にいる職員の一人ひとりが真摯に改革に取り組み、具体的な成果に結び付けていくことが重要であると考えています。

県民の思いや社会の要請に応えることのできる県行政、職員がこれまで以上に誇りややりがいを持って取り組む県組織を実現するため、熱い志を持った職員とともに、「本気の改革」に取り組んでまいります。

皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

平成24年（2012年）3月

長野県知事

阿部守一

目 次

第1 新たな行政改革・財政改革の取組	1
行政改革・財政改革の必要性	
推進期間	
第2 具体的な取組内容	2
県民参加と協働の推進	3
1 県民協働の推進	3
(1) 県民協働による新しい公共の推進	
(2) 担い手となるNPO等の活動基盤の強化と連携	
2 県民参加による対話型の行政運営	4
(1) 広報活動の推進	
(2) 広報・情報発信の充実と効果の検証	
(3) 県民の声の行政運営への反映	
人材マネジメント改革	6
1 意欲と能力のある人材の育成と確保	6
(1) 長野県人材育成基本方針の見直しと実効性ある運用	
(2) 女性職員の採用・登用の拡大	
(3) 職員のワークライフバランスの推進	
(4) 人材の確保	
2 人事評価制度を含めた人事給与制度の改善	7
(1) 人事評価制度の改善	
(2) 人事給与制度の見直し	
行政経営システム改革	9
1 組織風土の変革	9
(1) 風通しのよい職場づくり	
(2) 職員の意見や提案の活用	
(3) 現場の声を施策に反映させる仕組みづくり	
2 しごと改革（業務の生産性の向上）	10
(1) 事務事業の不断の見直し	
(2) 業務の改善・効率化	
3 アウトソーシングの推進	13
(1) 指定管理者制度の導入	
(2) 地方独立行政法人化	
(3) 業務の民間委託の推進	
4 ファシリティマネジメントの推進	15
(1) 県有財産の有効活用	
(2) 県有財産の総量縮小	
(3) 県有施設の長寿命化	
5 県組織の見直し	16
(1) 本庁組織の見直し	
(2) 現地機関の見直し	
(3) 県有施設のあり方の検討	
(4) 公営企業のあり方の検討	
(5) 教育機関のあり方の検討	
(6) 警察組織のあり方の検討	

6	定員の適正化	17
	(1) 定員の計画的管理と適正な職員配置	
	(2) 人的資源の有効活用	
	(3) 非常勤職員の適正配置と活用	
7	外郭団体の見直し	18
	(1) 改革基本方針の見直し	
	(2) 県の関与の見直し	
財政構造改革		20
1	歳入確保の取組	21
	(1) 新たな歳入確保	
	(2) 県税収入の確保	
	(3) 受益者負担の適正化	
	(4) 県有財産の有効活用	
	(5) 臨時的財源の活用	
2	歳出削減の取組	25
	(1) 抜本的な事業見直し	
	(2) 人件費の縮減	
	(3) 公債費の縮減	
3	改革の効果と財政見通し	28
	(1) 歳入確保・歳出削減の効果額	
	(2) 財政見通し(平成24～28年度)	
4	財政健全化に向けた取組	31
	(1) 県債残高と健全化判断比率の今後の見通し	
	(2) 県債の発行抑制と県債残高の縮減	
5	県民や地域の声の反映と情報共有	33
	(1) 県民や地域の声の予算編成への反映	
	(2) 財政情報の公表	
地方分権改革		34
1	国から地方への事務権限の移譲	34
	(1) 国の出先機関の原則廃止への対応	
	(2) 国の事務・権限の受入れ	
2	長野県独自の自治の検討	34
3	市町村や他の都道府県との交流・連携強化	34
第3	国への提言	35
	地方分権に対応した国と地方の役割分担の見直し	
	地方一般財源総額の確保など安定的な財政基盤の確立	
	国庫補助制度等の改善	
第4	方針の実施に当たって	37
	県民、市町村、団体等の意見の反映	
	推進体制、実施状況の公表	
第5	改革工程表	38
	これまでの取組、現状と課題	47
	行政改革、財政改革のこれまでの取組	
	県行政・県財政の現状と課題	

第1 新たな行政改革・財政改革の取組

行政改革・財政改革の必要性

世界規模での経済危機や東日本大震災からの復興など、時代の大きな転換期にあつて、私たちの社会はこれまでの延長線上の取組だけでは通用しない時代を迎えています。

こうした中で、社会情勢の変化や多様化するニーズに迅速・的確に対応し、県民に質の高いサービスを安定して提供するためには、「行政にこそ変化が必要」です。

また、少子高齢化の進行や経済情勢・生活様式の変化などにより大幅な経済成長や税収の増加を見込むことが困難な状況の下で、平成25年度からスタートする新たな総合5か年計画に基づく施策を着実に実行するためには「行政・財政基盤の確立」が不可欠です。

新たに定めた「長野県行政経営理念」のもと、職員一人ひとりが県としての原点に立ち返って、県民の期待や社会の要請に応えることができ、そのことが自らの仕事の満足度の向上にもつながるような県行政・県組織を目指し、この方針に沿って具体的な改革に取り組み、全国に誇れるような質の高い県民サービスが提供できるよう努めていく必要があります。

推進期間

現行の「行財政改革プラン」の計画期間終了後の平成24年度(2012年度)から平成28年度(2016年度)までの5か年間を推進期間とします。

第2 具体的な取組内容

(取組の5つの柱)

改革の実現に向け、県民サービスの充実や職員・組織の持つ力を最大限発揮できるような仕組みづくり(質の向上)に力点を置くとともに、組織のスリム化や経費削減といった行政の効率化・最適化についても継続して取り組んでいきます。

【ミッション】

最高品質の行政サービスを提供し、
ふるさと長野県の発展と県民の幸福^{しあわせ}の実現に貢献します。

【取組の5つの柱】

【ビジョン】

県民に信頼され、期待に応えられる県行政を目指します。

職員が高い志と仕事への情熱を持って活躍する組織を目指します。

1 県民参加と協働の推進

県が提供する行政サービスを県民参加と民間との協働により充実して提供する仕組みづくり

2 人材マネジメント改革

県民の視点で常に県民サービスの向上を意識し行動する質の高い職員の育成

3 行政経営システム改革

時代の要請や県民のニーズに柔軟に対応し絶えず現状を改善する機動的な行政経営の仕組みづくり

4 財政構造改革

質の高い県民サービスを提供し続けるための持続可能な財政構造の構築と財政健全化の取組

5 地方分権改革

地方分権を見据えた県の役割の明確化と国、市町村とのより適切な連携・協力関係の構築

県民参加と協働の推進

県民参加と民間等との協働により充実した県民サービスを提供します。

急速な少子化による人口減少社会の到来など本県を取り巻く情勢が大きく変化し行政ニーズが多様化・複雑化している中で、多くの課題を行政だけで担うのではなく、行政がその責任を果たした上で多様な主体と連携・協働し、社会を共に支えていく必要があります。

また、安全・安心な社会づくりを進めていく上で、行政とそれ以外の主体とが一緒になって対応していかなければ解決できない課題も生じてきています。

そのため、県民、地縁組織を含むNPO、民間企業、市町村など地域社会を構成する主体と対話を重ねながら「新しい公共」を共に創り出すとともに、課題解決に当たることにより、県民サービスの質の向上を図ります。

また、県民の県政への積極的な参加と協働を促進するため、県が発信する情報の充実を図り、効果的な広報活動を展開するとともに、県民の政策づくりや審議会等への参画による実効性ある施策展開などを行っていきます。

* 新しい公共：「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財やサービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。（内閣府「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」）

1 県民協働の推進

(1) 県民協働による新しい公共の推進

行政が公的サービスの提供を担うのに加え、県民、NPO、企業などとの協働を進めてそれぞれの得意分野や資源を生かし、連携して地域のニーズに対応していくことにより、一層質の高いサービスの提供や地域課題の解決を図ることを目指します。

そのため、「県民協働を進める信州円卓会議」で、多様な活動主体との共創・協働へとつなげる、従来の枠にとらわれない取組を検討し、新しい公共の利点を生かした行政運営を構築します。

- ・新しい協働推進のための取組
協働の主体となるNPO、県民、企業等が集う共創・協働フォーラムの開催
協働を進めるための「NPO・企業・行政向け協働ガイド」の作成

(2) 担い手となるNPO等の活動基盤の強化と連携

活動基盤の強化

地域社会における協働の重要な担い手であるNPO等の活動基盤の強化を図るため、「新しい公共支援・推進事業」により、収入基盤の強化や人材育成に取り組むとともに、幅広い県民や企業からの支援や資金に支えられ、自立的な活動を行うNPO等の拡大に取り組みます。

- ・重点的な取組
県内のNPO全体の資金開拓等を行うシステムの開発と運用団体の設立
NPO人材の育成と応援機能の強化

NPO等への支援を行う組織（中間支援組織）との連携強化

NPO等の活動を支援する中間支援組織や市町村の公益市民活動センターのネットワーク化を進め、適切な役割分担のもと、自立した団体の育成を推進します。

また、NPO等の支援や協働コーディネートを行える人材機能を有する中間支援組織及び公益市民活動センター設置市町村の拡大など支援体制の強化に取り組みます。

2 県民参加による対話型の行政運営

(1) 広報活動の推進

県民の県政に対する理解を深め、県政への積極的な参加と協働を推進するとともに、県民と情報を共有化するため、様々な媒体を活用して適時適切な広報を実施します。

(2) 広報・情報発信の充実と効果の検証

県民目線のより効果的な情報発信

ホームページ全体のデザインの統一やイベントカレンダーの設置、トップページの災害情報専用ページへの切り替えなど機能の充実を図るとともに、文字拡大や背景色の切り替え機能を設定するなど高齢者や障害者に配慮し、誰もが利用しやすく、わかりやすいホームページとします。

県民からの幅広い意見の反映や情報更新頻度の向上、携帯向けサイトの充実により効果的な情報発信を行います。

情報発信力の強化

これまで実施してきた、“見える県政”発信力向上プロジェクトによる議論を踏まえ、ホームページ、ツイッター、ブログ、メールマガジンなど、インターネットを活用して積極的に情報発信を行うとともに、電子媒体の利用が少ない県民に向け、広報誌や新聞掲載などによる情報提供を積極的に行います。

また、県政モニターを通じて県民への県政情報の到達状況を調査し、広報活動に活かします。

(3) 県民の声の行政運営への反映

広聴事業の充実

県政タウンミーティング、県政ランチミーティングの実施に加え、継続して意見を聴く手法として、新たに「県政モニター」を設置するなど、様々な手法により積極的に県民の意見を聴き、県政に取り入れる機会を充実します。タウンミーティングにおいては、熟議方式やワークショップ形式を取り入れ、県民と職員が議論を行う中で県民意見の把握に努めます。

また、県民の意見を県政に反映させるため、寄せられた意見や苦情を組織全体で共有し、適正な事務処理につなげる仕組みづくりを進めます。

- ・県政タウンミーティング、県政ランチミーティングの毎月1回以上の実施
- ・1,000人規模の「県政モニター」の設置による県政への参加促進

政策づくりへの県民の参画の推進

実効性のある施策を策定するため、県の施策に係る女性や高齢者、障がい者などの当事者の県政への参画の機会を拡大するとともに、協働推進の一環として、政策づくりに県民が参画する仕組みについて「県民協働を進める信州円卓会議」での検討を進めます。

県民参加の促進に当たっては、シンポジウムなどの主催行事や行政運営への女性参画の拡大等、様々な当事者の意見を反映させる意識を持って取組を進めます。

また、県民にとってわかりやすく、参加しやすいパブリックコメントを推進するため、過去に寄せられた意見の紹介や意見募集の予定をあらかじめ告知する等の見直しを行います。

目標実現度調査（仮称）の実施

県民を対象に行っている政策別の県民満足度に関する調査について、県政への参画を進め、県民の評価を県政運営に活かすため、あり方を見直した上で実施します。

審議会等の活性化

審議会等の運営に当たっては、より多くの県民からの意見を県政に反映させるため、公募制の活用や必要に応じた当事者の参画、女性委員の割合を高めるなど、幅広い分野から適切な人材を選任するとともに、必要に応じた専門委員会等の設置、少人数のグループによる議論の導入など、会議において活発で実効性ある議論がなされるような工夫を行います。

また、政策決定プロセスの一層の透明化を図るため、会議の公開の推進や会議録などの情報提供に努めるとともに、審議会等における答申文の作成に当たっては、委員からなる起草委員会を設けるなど委員の専門性や主体性を活かせるよう努めます。

【「審議会等の設置及び運営に関する指針」における目標】

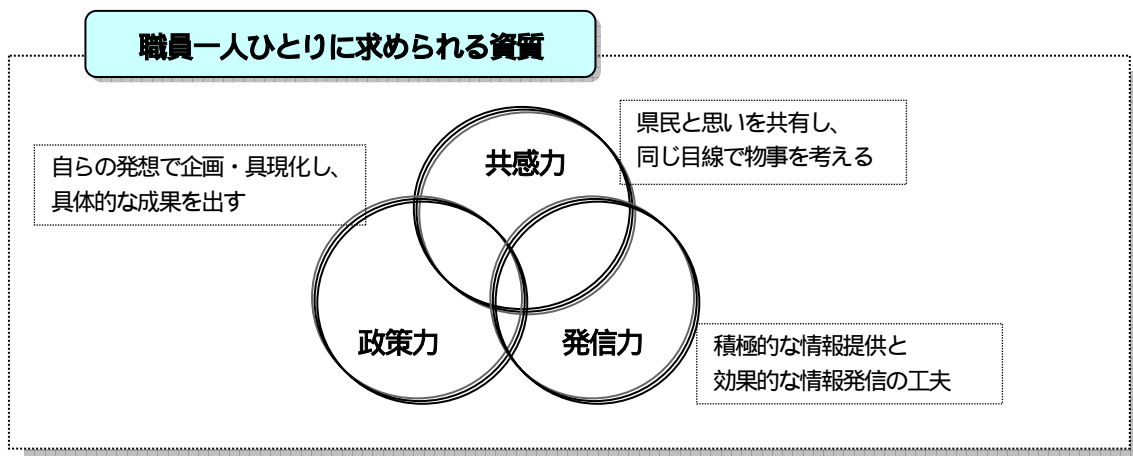
- ・女性委員の割合：5割 公募委員の割合：2割

人材マネジメント改革

県民視点で常に県民サービスの向上を意識し行動する質の高い職員を育成します。

限られたマンパワーで一層多様化・複雑化する行政課題に対応し、県民満足度を向上させるためには、職員一人ひとりの意欲と能力を最大限に引き出すことが必要です。

県民主権の県政の実現のため、職員の「共感力」「政策力」「発信力」の強化を図り、コスト意識やスピード感、地域のコーディネーター役となる意識を持って、具体的な成果を上げることができる高い資質と意欲を有する人材の確保と育成を図ります。



1 意欲と能力のある人材の育成と確保

(1) 長野県人材育成基本方針の見直しと実効性ある運用

職員一人ひとりの意欲と能力を最大限に引き出し、県政課題に積極的かつ柔軟に対応できる人材を育成するため、職員の基礎的能力の向上やチャレンジ力の涵養等を目的とする研修制度の抜本的改革をはじめ、制度や環境の変化を踏まえ、新たな時代に対応すべく「長野県人材育成基本方針」の見直しを行います。

また、同方針に基づく施策を適時適切に実施し、多様化・複雑化する環境の変化に柔軟に対応できる人材を育成します。

【方針の中に位置付ける項目例】

- ・人事管理の見直し（スペシャリストの養成、ジョブローテーションの見直し等）

(2) 女性職員の採用・登用の拡大

県民サービスをより一層充実させるためには、男女問わず意欲と能力ある職員を積極的に登用する必要があります。しかし、現在の状況を見ると、女性職員の管理職に占める割合は男性職員に比べて低い状況にあるため、更なる女性職員の能力開発や意欲の増進に努めるとともに、将来の管理職への登用につながる係長級や課長補佐級への意欲と能力ある女性職員の登用を引き続き積極的に進めます。また、女性職員の比率自体を増加させるため、女性職員による受験者の募集活動など、県職員採用試験における女性受験者増加に向けた取組に努めます。

【係長以上に占める女性の比率目標】

- ・平成28年4月1日時点 12%（平成22年度職員数ベースで約330人）

平成22年4月1日時点 8.1%（222人）の50%増

(3) 職員のワ - クライフバランスの推進

育児休業、介護休暇や年次休暇等が取得しやすい勤務環境の整備を図るなど、職員がその意欲と能力を最大限発揮できるようワークライフバランスの推進に努めます。

また、本方針に基づく、事務事業の見直しや業務の改善・効率化等を進めることにより、時間外勤務を縮減し、職員の総労働時間の短縮を図ります。

【育児休業の取得目標】

平成 26 年度 女性：100%に近い現行水準を維持
男性：5%以上

【時間外勤務の縮減目標】

平成 24～26 年度 平成 22 年度実績比 3%以上
平成 27 年度以降 平成 22 年度実績比 5%以上

(4) 人材の確保

価値観が多様化・複雑化するなか、県の施策をより効果的・効率的に推進していくためには、高度な専門性を有する者の活用が必要となることから、任期付職員や外部アドバイザーのより有効な活用を進めるとともに、社会人経験者の採用などより多様な人材の確保に努めることで、組織全体の活力を高めます。

【任期付き職員の活用例】

・危機管理の専門家など専門的知識・経験を有する者の活用

2 人事評価制度を含めた人事給与制度の改善

(1) 人事評価制度の改善

制度と運用の見直し

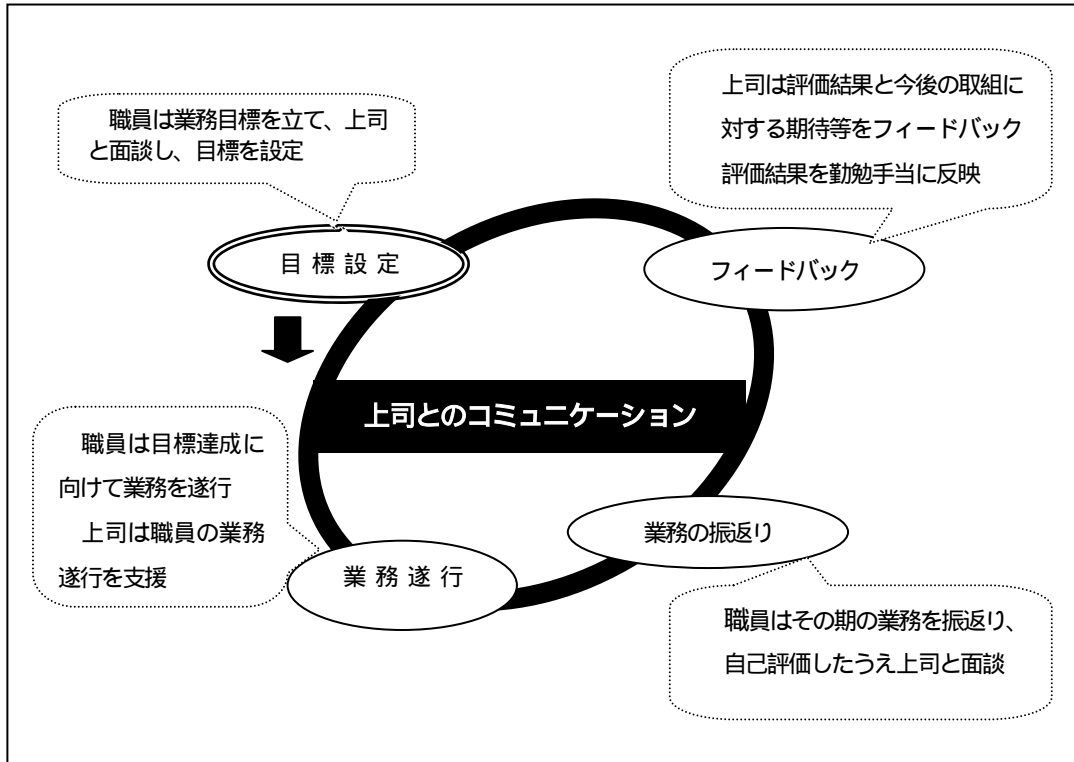
職務遂行に関する能力や、業績に関する評価を行う「人事評価制度」については、評価結果が給与や任用等に適切に反映され、職員のモチベーションが更に高まるよう、課題等を検証しつつ、必要に応じて制度や運用の見直しを行います。

また、職責に応じた適切な評価が行われ、かつ、職員の改革に取り組む姿勢や意欲を後押しできるよう、評価項目等について必要な見直しを行うとともに、職員の負担を軽減するための方策についても検討します。

制度を活用したコミュニケーションの促進

制度の改善に当たっては、人事評価制度に関する研修会などを通じ、職員の理解促進や制度の定着を図るとともに、評価制度（上司と部下の面談、上司から部下への業務遂行支援、評価結果のフィードバック等）を活用し上司と部下のコミュニケーションの更なる活性化を図り、組織目標を共有しながらいきいきと働くことができる職場づくりを推進します。

【人事評価制度の流れ】



(2) 人事給与制度の見直し

自律的な労使関係制度への移行の動きなど公務員制度を取り巻く情勢を注視しつつ、人事給与制度の見直しについて検討していきます。

・人事・給与制度検討会（仮称）による取組

県民の理解が得られ、かつ職員の意欲と能力を最大限に引き出すことができる人事給与制度の実現に向け、「人事・給与制度検討会（仮称）」を設置し、外部有識者にも参加いただき、職員の意欲と能力を適切に処遇へ反映できる仕組みづくりなどを検討

平成24年度 検討会設置、検討

（平成24年度以降 検討結果について、順次実施）

行政経営システム改革

時代の要請や行政ニーズに柔軟に対応し、組織や事業、仕事の仕方を改善する行政経営の仕組みを構築します。

県組織は、「本来の役割」を担っているのか、今後「存在意義」をどのように果たしていくのか、常に自ら検証し見直していく必要があります。

県組織の役割の原点は、県が本来やるべきことをしっかりと行った上で、県民が何を望み、何を期待しているかを的確に把握し、必要な行政サービスを提供し続けることです。

限られた経営資源（ヒト、モノ、カネ）に加え、時間や情報を有効に活用し、職員一人ひとりが、県民にどれだけ貢献しているかという経営的な感覚を持ちながら、質の高いサービスを提供し続けるためには、組織のあり方や仕事の仕方を不断に見直す「チャレンジする行政」へ変革していくことが必要です。

そのため、外部の視点を活用した事務事業の徹底した見直しや、仕事の仕方・行政コストの最適化などの「しごと改革」を推進するとともに、県有財産を効率的に活用するためのファシリティマネジメントの推進や、時代の変化に対応した外郭団体の見直しに取り組みます。

また、職員が、県民本位で仕事に取り組み、目的を明確にして具体的な成果を出すことができるよう、風通しのよい職場づくりに努めるとともに、職員の姿が県民に見えるよう取り組んでいきます。

更に、簡素で効率的かつ政策目的に効果的に対応できる組織体制を目指して、県組織の不断の見直しを行うとともに、職員数の削減を図りつつ、メリハリのある職員配置により人的資源を有効に活用できる組織を目指します。

1 組織風土の変革

(1) 風通しのよい職場づくり

組織は、指揮命令系統がしっかりと機能すると同時に、職員一人ひとりが尊重され、自由闊達な議論を通じて政策形成が図られることが重要です。

それぞれの職員が、前例にとらわれたり、法律や制度上の制約を理由に自ら行動しない姿勢となることなく、新しいことに対して意欲的に挑戦し、建設的な意見を持ち寄りながら課題の解決に取り組んでいくことが求められます。

県民や現場の声、具体的なデータなどを基に政策が立案されるとともに、個々の職員に職責に応じて仕事が任せられ、すべての職員が活躍できる風通しのよい組織風土づくりに取り組みます。

- ・県民サービスの向上に向けたより良い職場環境づくりを図るため、行政運営の諸課題について労使双方により検討する場を設置。
- ・行政経営システム検討会（仮称）による取組
行政経営システム検討会（仮称）を設置、外部有識者も参加の上検討し、職員提案の実効性、職員のやる気を高める組織風土づくりや各種取組の県民に対する情報発信の工夫などを推進。

(2) 職員の意見や提案の活用

積極的な提案を行う環境づくり

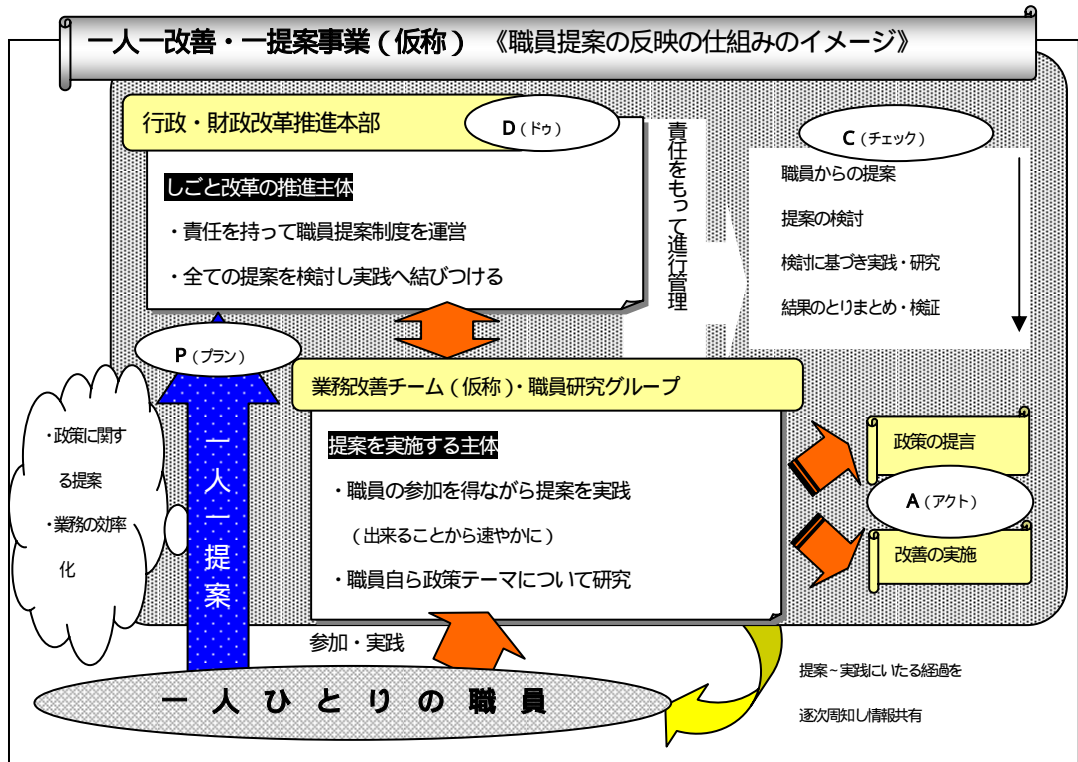
職員一人ひとりが問題意識を持ち、政策提案や改善提案を積極的に行い、業務改善に取り組む職場環境を構築します。

また、知事と職員が常に議論し、県政課題の共有化や県政を進める上での目的の明確化を図るため、対話ミーティングを行います。

提案の反映のルール化

職員の積極的な発想や創意工夫による提案の事務事業見直しへの反映をルール化し、全庁的に展開する仕組みを構築します。

また、必要に応じ提案者からのプレゼンテーションの機会を設けるなど、提案の業務改善への反映の実効性を高めます。



(3) 現場の声を施策に反映させる仕組みづくり

「地域が輝く」ことが県全体の輝きにつながることから、地域や現場の声をより一層県政に反映させるため、地域発の施策形成を進めていく必要があります。

このため、県と市町村が一緒に地域課題について取り組む「地域戦略会議」において協議された事項などを、県の施策に反映させる仕組みとして、地方事務所長からの施策提案制度を本格的に実施することにより、地域の声を反映する施策展開を更に推進していきます。

現地機関は、県民に身近で行政サービスを提供し、県民から意見をいただく機会が多いなど、県行政の推進において重要な役割を担っています。

寄せられた意見や要望などを踏まえた現地機関の声を組織全体で共有し、具体的な施策や業務改善などにつなげ、現地機関と本庁が一体となった行政運営に取り組みます。

2 しごと改革（業務の生産性の向上）

限られた経営資源のもとでは、職員一人ひとりが常に「何のため、誰のための仕事なのか」の視点を意識し、コスト意識を持ち、成果を重視する業務遂行が求められます。

そのためには、前例にとらわれることなく、事務事業の廃止や集中化・効率化を含めた「しごと改革」に取り組み、より質の高い県民サービスを提供していく仕組みづくりが必要です。

また、事務事業の見直しに当たっては、「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」の観点で、優先順位を明確にして、選択と集中を徹底します。

(1) 事務事業の不断の見直し

厳しい財政状況の中、県が行う仕事について根底から見直し、業務量の縮小を図っていく必要があります。

こうした観点も踏まえ、公開性の確保、外部の視点などを活かし、現行の政策評価・事務事業評価制度との関係も考慮しつつ、主体的・継続的に事務事業を点検する仕組みのもとに、積極的な事務事業の見直しを行います。

- ・新たな総合5か年計画にふさわしい評価の仕組みづくり

新たな総合5か年計画の策定にあわせ、計画の目標設定と一体である政策評価・事業点検について、県民参加と公開を基本とした新たな仕組みを平成24年度中に検討し、試行を経て平成25年度から本格実施

(2) 業務の改善・効率化

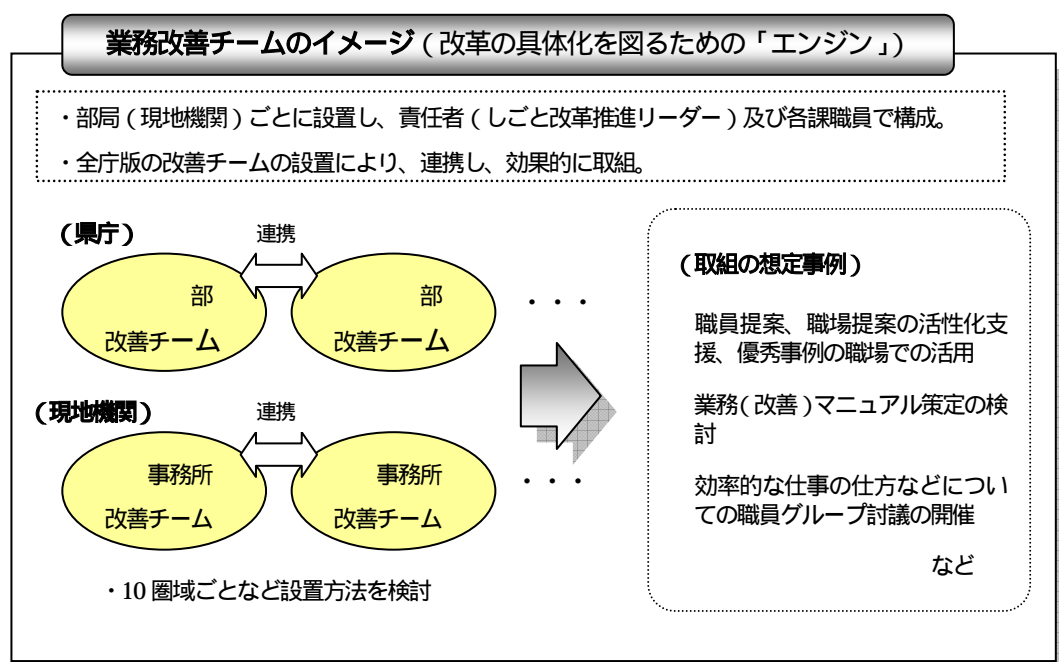
仕事の仕方の最適化

会議の活性化やプレゼンテーションのスキルアップ、わかりやすい資料作成などの業務改善の実践に取り組むとともに、業務マニュアルの整備・充実やミーティングの活用などにより、業務最適化の仕組みを構築し、継続的な改善に取り組めます。

具体的には、「職員提案、グループ討議」等による職員の意見も踏まえ、職員の主体性を発揮しながら、次のような取組を進めます。

- ・「業務改善チーム」(仮称)の設置

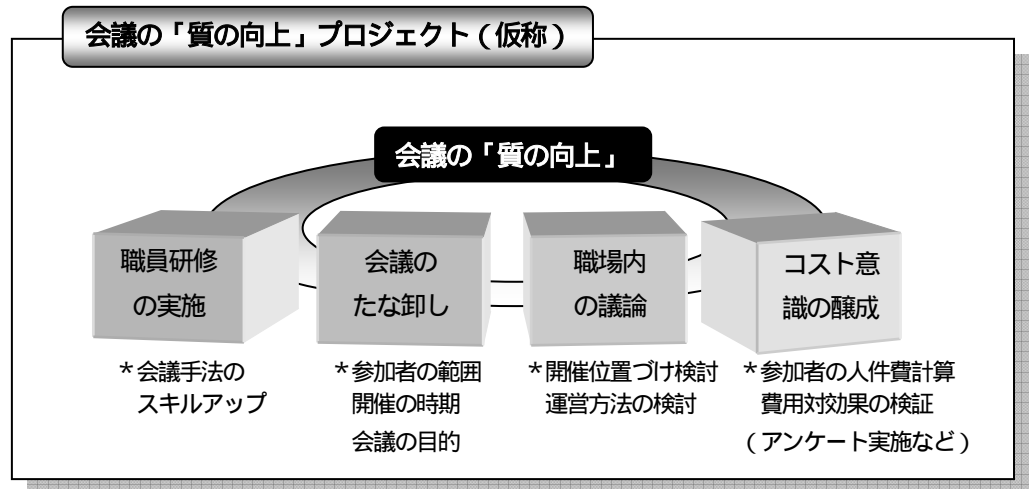
現地機関・本庁に業務改善チーム(仮称)を設置し、しごと改革推進リーダーを任命し、業務改善の推進に取り組む。



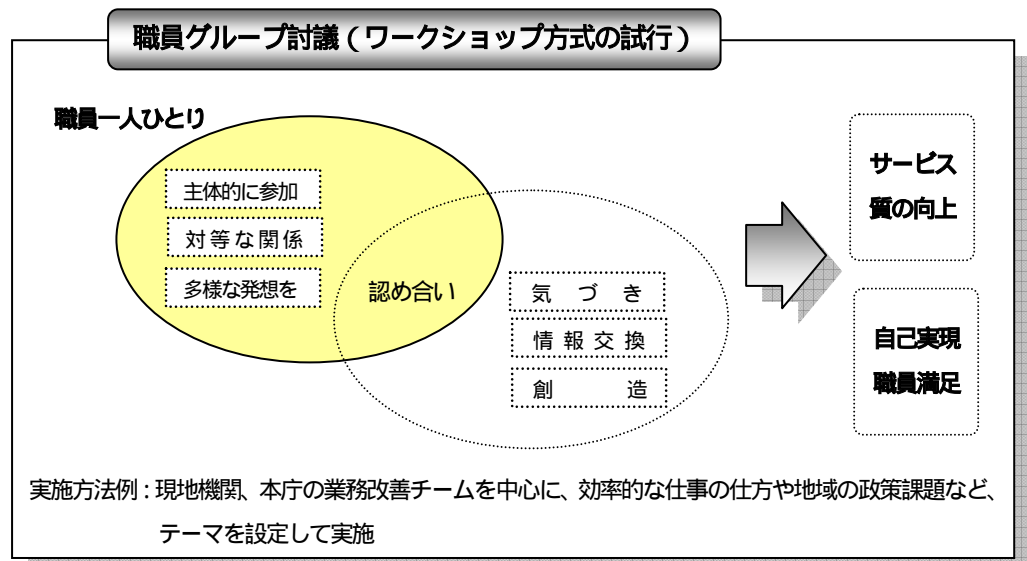
- ・マニュアル化の推進による業務の効率化

事務を効率的に行うとともに、事務の引き継ぎや担当者不在時の適切な対応を目的として、特に定型業務を中心に必要に応じてマニュアル化を推進する。

- ・会議の「質の向上」プロジェクト（仮称）
会議のたな卸しを行い、コスト意識を持ち、種類・目的に合った生産性の高い会議の実現を目指す。



- ・職員グループ討議の全庁的な展開
県政課題の共有化や、職員間のコミュニケーションの促進を図り、組織を活性化させることを目的として、職員グループ討議を全庁的に実施するとともに、職員のコミュニケーション能力や会議進行スキルの向上を図る。



- ・前例にとらわれない徹底した業務の見直し
法定計画の策定など、実施することが当たり前となっている業務についても必要性を検討し、必要に応じて国への提言により見直すなど、業務のスクラップを積極的に行う。
- ・申請から許認可を行うまでの標準処理期間の見直しや申請・届出等の行政手続きの簡素化
- ・県民の声を反映させるシステム
県民から寄せられた意見・苦情を組織全体で共有するなど、業務の改善・効率化に活かす。
- ・環境マネジメントシステムの運用
環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷軽減の観点から、県の事務事業を効率的に実施し、継続的な業務改善を推進する。

ICTの活用

情報システムの構築・改良と業務見直しに一体的に取り組み、専門的な知識を有する外部人材とICTの積極的な活用により、業務の簡素化・効率化・合理化を更に進めます。

特に、業務改善チーム（仮称）における業務の効率化の議論とも連携して、ICTの活用を念頭に置いた業務プロセスの改善などに取り組みます。

・クラウド技術の導入

庁内に分散している業務システムのサーバを順次統合サーバに集約してサーバの台数を削減する「庁内プライベートクラウド」の構築などクラウド技術の活用を進め、コストの縮減、システム運用の効率化を図る。

・各システムの連携・改良

外部人材の専門性・客観性を活かし、先端技術による連携のとれたシステム体系への改良を図る。

・携帯型端末の活用

テレビ会議や資料配布などに携帯型端末の活用を検討し、効率的な情報配信と情報共有を図る。

* ICT：Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術のこと。

* クラウド技術：ネットワーク上にあるサービス（サーバやソフトウェア）を、ネットワークを經由して必要ときに必要な機能を利用する技術のこと。自社内のネット環境でシステムを構築し利用する「プライベートクラウド」や外部環境で不特定多数の者が共用する「パブリッククラウド」がある。

業務の集約化

業務を集約化することにより、効率化や調達コストの削減が期待できる物品購入などの業務について、集約化を検討します。

・現地機関における物品の一括購入の拡大

・物品購入及び製造の請負に係る公募型見積合わせの全県実施

・物品購入及び製造の請負に係る一般競争入札の本庁への集約化

} 平成 24 年 7 月開
始予定

・庁舎管理、機械保守の委託業務、機器リースなどの集約化や複数年契約検討

・公用車の集中管理の推進

3 アウトソーシングの推進

県が責任を持って直接行うべきサービスは、引き続き実施しつつ、民間企業等のノウハウの活用によるサービスの質の向上・コストの縮減、公の仕事を開放することによる民間企業等の活力の高揚や雇用の創出などを図るため、アウトソーシングの推進に積極的に取り組みます。

また、PFIなど、民間活力導入手法について、対象となり得る事業を具体的に研究するなど、積極的な活用について検討していきます。

* PFI：Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等について、民間の資金、能力、ノウハウなどを活用する手法のこと。

(1) 指定管理者制度の導入

民間企業等の能力やノウハウを活用しながら、県民サービスの向上を図るとともに、管理運営経費の縮減が期待できる指定管理者制度について、今後も法令等の制約や業務の特殊性などから県が直接管理しなければならない特別な理由がある場合を除くすべての施設で導入の検討を行い、可能なものから順次導入していきます。

特に、法令等の制約が解除され、新たに導入が可能となった施設については、導入の効果と課題を十分に見極めつつ検討を進めます。

なお、指定管理者制度の導入に当たっては、既に導入している施設における導入の効果や課題を十分に検証し、効率性や経費縮減のみではなく、県民サービスの向上の観点からの有効性や雇用労働条件への配慮について十分検討します。

また、利用者の満足度や指定管理者の自由度の向上を図りつつ、施設の持つ本来の機能を十分に発揮できる望ましい制度運用のあり方を検討していきます。

更に、指定管理者との意見交換や利用者など第三者の声を管理運営に反映させる仕組みづくりなど、制度運用に係るガイドラインを見直し、より効果的・効率的な施設の管理運営を行っていきます。

- ・平成 24 年度における導入施設
山岳総合センター
- ・推進期間中に導入の可能性について検討する施設
総合リハビリテーションセンター、波田学院、工科短期大学校、技術専門学校 など

(2) 地方独立行政法人化

事業をより効果的・効率的に実施する観点から、県とは別の法人格を有する組織が公共サービスを提供する地方独立行政法人は、病院、大学などの運営において、自立的な業務運営が可能となりますが、既に地方独立行政法人へ移行した県立病院機構における独法化の効果や課題を十分に検証しつつ、業務効率やサービスの向上が期待できるものについて、導入の検討を進めます。

また、県立病院機構が、経営の自由度を高め、創意工夫を生かした弾力的な業務運営が継続できるよう、県として必要な支援を行います。

- ・推進期間中に地方独立行政法人化の可能性について検討する施設
新たな県立 4 年制大学、看護大学、看護専門学校、総合リハビリテーションセンター など

(3) 業務の民間委託の推進

県が自ら行うべきかどうかという視点で業務を再点検し、民間委託することによる民間企業等の活力の高揚と雇用の創出などの視点から、下記に例示した業務をはじめ、可能なものについて順次実施していきます。

特に、統計等の定型業務や、検査・分析等の専門技術・設備を要する業務などについて、他の自治体における委託実績や導入の効果を見極めた上で、民間委託の可能性を追求します。

また、業務の民間委託の拡大に当たっては、「企業等からの提案制度」についても早期の導入を目指して制度設計を進めます。

- ・民間委託を進める業務
未利用県有地の売却業務、介護に関する研修業務、総合リハビリテーションセンター及び特別支援学校における給食業務、特別支援学校における運転業務、道路維持業務 など (H24.4 導入分を含む)

4 ファシリティマネジメントの推進

限られた財源の中で、県が保有する財産について、今まで以上に有効活用と効率的利用を図るとともに、人口減少に対応した県有財産の総量縮小に向けた取組を進めるため、経営的な視点で全ての県有財産を総合的に管理し活用していく「長野県ファシリティマネジメント基本方針」を平成23年12月に策定しました。

県有財産の利活用を積極的に推進するため、この方針に基づき具体的な取組を進めていきます。

- * ファシリティマネジメント：土地、建物、工作物などの財産を経営資源と捉え、総合的、長期的な観点により、財産を戦略的かつ適正に保有・処分・維持・利活用を行う手法

(1) 県有財産の有効活用

県有財産の新たな貸付制度の導入、行政財産の使用許可・使用料の見直し、職員宿舎の共同利用の推進など利用者の満足度の向上や歳入の確保と歳出の削減を図るため、県有財産の一層の効率的利活用を推進します。

また、遊休施設の情報共有し、有効に活用する仕組みづくりを市町村等と共同で検討します。

- ・新たな貸付制度の導入
- ・遊休施設を市町村等と共同で活用する仕組みの構築
- ・庁舎等の使用許可、使用料の見直し
- ・任命権者ごとに管理している職員宿舎の共同利用計画の策定
- ・高校再編に伴う後利用の検討 など

(2) 県有財産の総量縮小

施設の集約化・転用に向けた計画を策定するとともに、利活用見込みのない県有財産の積極的な売却、県有施設の市町村・民間への譲渡・移管を進めるなど、県有財産の総量縮小の取組を推進します。

- ・施設アセスメントの実施、施設集約化・転用計画の策定
- ・未利用県有地の売却促進 など

(3) 県有施設の長寿命化

今後も引き続き利用していく施設について、中長期的な観点から修繕・改修計画や省エネルギー等性能向上のための計画を策定し、施設の長寿命化を推進するとともに、業務委託仕様書の統一や複数施設の一括発注による維持管理業務の最適化など、財政負担の軽減や平準化に向けた取組を進めます。

- ・保全情報の一元化
- ・維持管理業務の最適化
- ・中長期修繕・改修計画の策定
- ・施設の性能向上のための計画の策定
- ・省エネ改修、自然エネルギーの活用 など

5 県組織の見直し

(1) 本庁組織の見直し

組織の見直し

これまで、スリム化、効率化を図り、効果的な行政サービスの提供を行う体制を整備するために実施してきた本庁組織の見直しの成果を検証した上で、行政需要の変化などを考慮しながら、新たな総合5か年計画の策定と並行して各部局の役割・機能を整理し、平成25年度に見直しを行うもの、それ以降に実施するものについて、必要に応じて抜本的な見直しを行います。

見直しに当たっては、「スクラップ・アンド・ビルド」を基本としつつ、国の出先機関改革の動き等にも適時適切に対応していきます。

部局横断的・新たな行政課題への対応

社会経済情勢がめまぐるしく変化し、行政需要が多様化・複雑化する中で、様々な課題に的確に対応するため、部局横断による推進本部や女性・若手、中堅職員によるプロジェクトチームを活用するとともに、弾力的・機動的な事業展開を図るため、必要に応じて職の設置を含めた組織体制の充実について検討します。

(2) 現地機関の見直し

本県では、平成21年4月に保健福祉事務所や建設事務所を含む大規模な現地機関の見直しを実施してきましたが、本庁同様、見直しの成果を検証しつつ、今後とも県政を取り巻く環境の変化等に的確に対応し、県としての設置の必要性、自主性・主体性の強化、住民の利便性確保の視点などから、現地機関のあり方を検討し、関係者の理解を得ながら必要に応じて見直しを行います。

また、試験研究機関については、新たな総合5か年計画の方向性を踏まえ、あり方や機能の見直しを行います。

- ・松本消費生活センター岡谷支所の本所への統合（H24.3 廃止）
- ・介護センターの廃止（H24.3 廃止）
- ・流域下水道事業の直営化（諏訪湖流域下水道）

(3) 県有施設のあり方の検討

利用者の大半が所在市町村の住民であるような施設は、利用者の利便性やサービス向上の観点から、引き続き市町村への譲渡を進めます。また、民間団体等が運営することにより、サービスの向上につながると考えられる施設についても民間団体等への移管を進めます。

ただし、現状のサービス水準の確保のために、県が直接管理することが必要な場合は、施設ごとに考え方を整理します。

- ・推進期間中に移管の可能性について検討する施設
創造館、勤労者福祉センター、野外趣味活動センター、県民の森、県営住宅 など

(4) 公営企業のあり方の検討

平成15年に策定された「企業局事業の民営化計画」に基づく取組を進めます。なお、電気事業については、エネルギーを取り巻く環境の変化等を踏まえ、改めてあり方の検討を行います。

(5) 教育機関のあり方の検討

教育委員会において、平成 21 年 6 月に決定した「第 1 期高等学校再編計画」に基づき、引き続き、高等学校の再編整備を実施します。

なお、本方針の推進期間中に「第 2 期高等学校再編計画」の策定に向けた検討を進めます。

また、社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成 24 年 4 月に山岳総合センターに指定管理者制度を導入するほか、総合教育センター、県立長野図書館、県立歴史館など教育機関等のあり方について、県の役割や利用状況などから見た設置の必要性、民間との協働の視点でのより適切な運営形態などの観点から検討を行い、必要に応じて見直しを実施します。

(6) 警察組織のあり方の検討

県警察では、これまで警察署の統廃合を始めとした組織再編を行っており、引き続き適正な業務管理を踏まえた警察組織のあり方を検討していきます。

6 定員の適正化

(1) 定員の計画的な管理と適正な職員配置

本県では、これまでに事務事業の見直しや業務の民間委託などによるスリム化に努めてきた結果、職員数は、平成 5 年(ピーク時)の 31,376 人から平成 23 年 4 月 1 日現在では 27,293 人と 4,083 人(13%)の減員となっています。

しかしながら、厳しい財政状況が続く中、限られた人員で効率よく県政課題に対応し、持続可能な財政運営等を図るため、次のとおり定員適正化の目標となる計画を定め、事務事業や施設のあり方等を大胆に見直すなど、引き続き職員数の削減に取り組みつつ、県政課題に的確に対応したメリハリのある職員配置に努めていきます。

なお、国の制度改革や国、県、市町村の役割分担の見直し、新たな総合 5 か年計画の策定等を踏まえた組織、施策のあり方の検討に伴う職員数の増減については、適時見直しを行います。

【年次別定員適正化計画】

年次 区分	H23.4.1 職員数	職員の増減数						H28.4.1 職員数
		H24	H25	H26	H27	H28	計	
一般行政部門	5,339	7	74	51	62	134	328	5,011
教育部門	18,113	142	134	164	358	246	1,044	17,069
警察部門	3,841	7	1			1	5	3,846
部門計	27,293	142	209	215	420	381	* 1,367	25,926

(注) *印数値は H23.4.1 職員数の 5%に相当します。

【対象】

- ・一般行政部門：知事部局、議会議務局、行政委員会、公営企業の職員
- ・教育部門：教育委員会(事務局・教育機関、県立中学校・高等学校・特別支援学校及び県が人件費を負担している市町村立小中学校・特別支援学校の教員・事務職員)
短期大学・看護大学の職員
- ・警察部門：警察本部及び警察署の職員
- ・「H23.4.1 職員数」は総務省の「地方公共団体定員管理調査」による

【策定の基本的考え方】

職員数の増減については、次の観点を総合的に勘案しつつ、計画数値の積算を実施。

- ・一般行政部門：業務の外部化や具体的な行政需要の終了・発生に伴う業務量の増減、政策課題への対応など
- ・教育部門：児童生徒数の推移、小中学校の統廃合、高等学校の再編整備、教育課題への対応、業務の外部化など
- ・警察本部：国の方針に基づく警察官の増員のほか、治安情勢に的確に対応するための定員管理

(2) 人的資源の有効活用

新たな課題に的確に対応するため、事務事業の見直し等と連動した業務の「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底して行った上で、職員一人ひとりの生産性を向上させるとともに、技術の継承等に配慮しつつ、少数精鋭で効果を上げる組織運営を行います。

また、真に必要な施策には重点的に人員を配置するとともに、業務に最適な職種職員の配置を行うなど、限られた人的資源を有効に活用します。

(3) 非常勤職員の適正配置と活用

限られた人的資源の中で、効率的な業務執行を図るためには、組織体制や正規職員の配置状況等を踏まえ、一定の手順や方法による特定業務や補助的業務を担う非常勤職員を配置し、効果的な活用を検討するとともに、処遇面にも配慮しつつ、非常勤職員数全体の適正な管理に努めます。

7 外郭団体の見直し

県が出資等を行う43の外郭団体については、現行の改革基本方針の策定から3年が経過しており、団体が担う公的サービスの必要性や団体運営のあり方などを検証する必要があるため、社会経済情勢の変化を踏まえ、団体のあり方や県の人的・財政的な関与のあり方について、引き続き見直しに取り組みます。

(1) 改革基本方針の見直し

基本方針の見直し

社会経済情勢の変化等を考慮しつつ、包括外部監査の結果なども踏まえ、基本方針が現状にそぐわなくなっているなど方針を見直す必要がある団体については、見直しを行います。

外郭団体に対するチェック体制のあり方についての検討

外郭団体については、団体によって県からの職員派遣や財政支出など県の関与が異なっていることから、包括外部監査の結果なども踏まえ、全庁的な立場から指導等をすべき団体(監理団体)と所管部局による管理を行う団体(報告団体)に区分するなど、県の指導等のあり方を検討します。

また、団体の評価システムを含めた運営状況の公表のあり方について検討を進めます。

(2) 県の関与の見直し

改革基本方針に基づき、県の人的・財政的な関与について、団体の経営状況を踏まえ、引き続き見直しを行い、最適化を図ります。

また、各団体の求めに応じて県退職職員を紹介してきた役員等の職について、今後は、原則として公募による採用ができないか各団体に要請するものとし、公正性や透明性の確保に努めていきます。

- ・外郭団体等検討委員会（仮称）による検討

外部有識者の視点を加え、外郭団体の見直しに関する対応案を検討。（平成24年度）

財政構造改革

質の高い県民サービスを提供し続けるため、歳入確保、歳出削減による持続可能な財政構造の構築を目指すとともに、将来負担を抑制し財政の健全化に取り組みます。

時代の要請や多様化、複雑化する行政ニーズに対応し、質の高い県民サービスを継続的に提供していくためには、持続可能な財政構造の構築が不可欠です。

これまで、「財政改革推進プログラム」(平成14年度～18年度)、「行財政改革プラン」(平成19年度～23年度)に基づき取組を進めてきましたが、景気低迷による税収の減少や社会保障関係費の増加などにより、収支不足を基金取崩しにより補う財政状況が続いています。

東日本大震災や円高の影響などにより今後の景気動向が不透明な中、県独自の歳入確保について更に取組を強化するとともに、既存事業の見直しなど徹底した歳出削減により財源を確保する必要があります。こうした歳入確保、歳出削減により、基金の取崩しに頼らない持続可能な財政構造の構築を目指すとともに、県債など将来負担を抑制し財政の健全化に取り組みます。

基本的な考え方

新たな仕事やサービスの充実には、財源の確保が不可欠です。このためには、税などにより県民に負担を求めるか、県債発行により将来の世代に負担をお願いするか、または既存の事業の見直しを大胆に進める必要があります。

財政構造改革に当たっては、こうした受益と負担の関係について県民の理解を得ながら進めていきます。

【持続可能な財政構造の構築】

歳入確保と歳出削減の取組を徹底して財源不足額を圧縮し、基金の取崩しに頼ることなく収支が均衡する持続可能な財政構造の構築を目指します。

【抜本的な見直しによる施策の重点化】

新たな発想による積極的な歳入確保、県が果たすべき役割や事業の費用対効果などを踏まえた歳出削減など抜本的な見直しを行い、時代の変化や行政ニーズに即応した真に必要な施策に重点的な財源配分を行います。

【将来負担の抑制による財政の健全化】

県債のみならず、県が将来の負担を保証している団体等の借入金も含め県全体の債務残高の縮減に努め、実質公債費比率や将来負担比率の更なる改善など財政の健全化に取り組みます。

1 歳入確保の取組

(1) 新たな歳入確保

ネーミングライツ(県有施設の命名権)や広告収入など新たな自主財源の確保に向けて、これまでの取組の拡大や新しい仕組みの導入など新たな発想で全庁を挙げて積極的に取り組みます。

ネーミングライツの積極的導入

現在募集している施設の契約に向けて更に企業への働きかけを行うとともに、対象施設等について企業からの提案を募集する仕組みを導入します。また、道路・河川施設、公園など新たな対象施設の検討を進めます。【目標額：H24～H28 累計 3.5 億円】

- ・新たに6施設の募集を実施(伊那文化会館、松本文化会館、動物愛護センター、戸隠森林学習館、総合競技場(アルウィン)、やまびこドーム)
- ・対象施設や条件などの提案により企業の意向を取り入れる「提案募集型制度」の導入
- ・新たな対象施設の募集を検討(道路施設、河川施設(ダム等)、公園など)

広告収入の確保

広告掲載に活用可能なスペースを最大限活用し、様々な広告媒体による収入の確保に向けて積極的に募集を行います。【目標額：H24～H28 累計 77 百万円】

(ホームページバナー)

ホームページへのバナー広告掲載について対象ページの拡大を実施します。

- ・トップページ以外にバナー広告を掲載
(警察本部、教育委員会、動物愛護センター、地理情報システムなど)

(ブログ、メールマガジン)

県で作成しているブログやメールマガジンへの広告掲載の対象を拡大します。

- ・「魅力発信ブログ」や個別に発行しているメールマガジン等へ掲載

(公用車広告)

公用車の車両側面への広告掲載について募集対象車両を拡大します。

- ・県庁公用車の対象台数の増加、地方事務所等現地機関の公用車へ拡大

(庁舎壁面広告)

来庁者が多い施設において庁舎内へのポスター掲載等に係る行政財産の貸付料を徴収します。

- ・県庁エレベーター内、エレベーターホールに導入し、運転免許センター等に順次拡大

(印刷物への広告掲載)

一般事務用封筒、広報誌、パンフレット等印刷物への広告掲載を募集します。

(雑誌スポンサー制度)

図書館の雑誌カバー等に企業広告を掲載する仕組みを導入します。

- ・県立図書館等で「雑誌スポンサー制度」を導入

寄付金収入の確保

ふるさと信州寄付金の確保に向けて、インターネットバンキングの活用など納入方法の拡大を進めるとともに、大都市圏での更なる掘り起こしなど全庁を挙げてPR活動に積極的に取り組みます。【目標：年間100件、15百万円】

・県にゆかりのある著名人へのトップセールスや県外イベント等における寄付金受付窓口の創設など

(2) 県税収入の確保

景気低迷などにより法人関係税を中心に県税は平成20年度以降減少しており、東日本大震災や円高による企業活動への影響から今後の回復も不透明な状況となっています。産業の活性化により中長期的観点から県税収入の確保に努めるとともに、滞納整理の強化による未収金の縮減や県独自の税の検討を進めます。

産業活性化による税収確保

新たな産業振興戦略プランなどに基づき、次世代産業の創出支援や企業誘致活動など産業活性化に向けた施策を総合的に展開し、中長期的な観点から県税収入の確保に向けて積極的に取り組みます。

また、県内企業の国内外での展示会・商談会への出展や販路開拓への支援を積極的に行い、企業収益の向上に努めます。

徴収率の向上に向けた取組強化

税負担の公平性の観点から、納期内納付の促進と滞納整理の強化など未収金の縮減に向けた取組を強化し徴収率の向上を図ります。(平成22年度未収金：62億円)

特に、未収金の8割を占める個人県民税、自動車税について重点的に徴収対策を実施します。

個人県民税については、直接徴収や併任徴収の活用など市町村との連携を更に強化します。あわせて、特別徴収の更なる推進のため、入札参加資格申請の要件化への取組や特別徴収義務者の全指定に向けて市町村と検討を進めます。

自動車税については、納期内納付の促進を図るとともに「県税電話催告センター」による早期納付に向けた取組、タイヤロックを用いた差押えの強化などにより、徴収率を向上させ、滞納額を増加させないようにします。

さらに、納税者の利便性の向上と納期内納付の促進を図るため、マルチペイメントネットワーク(地方公共団体と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、パソコン等で支払いができる仕組み)を利用した収納制度の導入を検討します。

また、平成23年度に業務を開始した「長野県地方税滞納整理機構」とも連携を図り、税務担当職員の能力向上に取り組むほか、更なる徴収体制の強化について検討を進めます。

【徴収目標】未収金縮減に向け、現年度分、滞納繰越分ともに徴収率は前年度より増加

県独自の税の検討

最も基幹的な自主財源である税について、地域の実情に応じた施策展開に向けて主体的な取組を行うため、「長野県地方税制研究会」の意見を踏まえ、地域の活性化につながる長野県独自の政策税制等を検討します。

このほか、平成20年4月に導入した「森林づくり県民税」が平成24年度末で5年間の実

施期間を終了するため、これまでの取組の効果などを検証し、期間の延長や今後のあり方について検討します。

(3) 受益者負担の適正化

施設の利用や特定の方のために行うサービスについては、利用者に経費の実費相当額を負担していただいています。業務間の公平性や社会情勢の変化を踏まえ、新たな手数料等の設定や定期的な金額の見直し、減免基準の見直しを行います。また、未収金縮減の目標を設定し、滞納者に対して厳正な対応を行うなど未収金縮減の取組を強化します。

使用料・手数料の見直し

これまで手数料等を徴収していなかった業務について、業務間の公平性や各県での徴収状況なども踏まえ、受益者負担の観点から新たな費用負担を検討します。

また、現在の使用料・手数料について、社会情勢の変化等を踏まえ、各県の状況、類似施設との均衡などの観点から、定期的に見直しを実施します。

- ・証明事務手数料を徴収する事務の対象拡大
- ・原産地呼称管理制度など県独自の認定制度の有料化を検討
- ・機器貸与使用料、講座受講料徴収の徹底
- ・総合教育センター等の会議室の有効活用 など

減免規定の見直し

使用料・手数料等について受益者負担適正化の観点から減免基準の見直しを検討します。

- ・行政財産の目的外使用許可など団体関係減免の見直し など

税外未収金縮減の取組

受益者負担の適正化、負担の公平性の観点から、県営住宅使用料や貸付金返還金などについて、未収金縮減のため、徴収率の目標設定を行うとともに、利益を享受しながら対価を支払わない滞納者に対して法的措置を講じるなど厳正に対処し、未収金縮減に向けて取組を強化します。(平成22年度未収金：26億円)

- ・徴収率の目標設定を行い、毎年度の進捗状況や取組内容を管理
- 【統一目標】未収金縮減に向け、現年度分、滞納繰越分ともに徴収率は前年度以上
- ・外郭団体等を通じた貸付事業についても同様の取組を促進
- ・徴収困難な事例の対応など県全体で取り組むため、庁内検討チームを設置 など

【主な税外未収金】

(単位：千円)

項目	担当部局	金額	項目	担当部局	金額
看護師等修学資金貸付金	健康福祉部	4,504	児童措置費負担金	健康福祉部	71,774
母子寡婦福祉資金貸付金<特別会計>	健康福祉部	252,246	生活保護費返還金	健康福祉部	6,517
小規模企業者等設備導入資金貸付金<特別会計>	商工労働部	1,061,258	児童扶養手当過払返納金	健康福祉部	17,576
農業改良資金貸付金<特別会計>	農政部	38,303	障害児童福祉費	健康福祉部	2,266
漁業改善資金貸付金<特別会計>	農政部	6,372	心身障害者扶養共済掛金収入<特別会計>	健康福祉部	5,756
林業改善資金貸付金<特別会計>	林務部	17,665	不法投棄産業廃棄物撤去執行費用弁済金	環境部	285,702
地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	教育委員会	121,812	県営住宅使用料	建設部	194,676
高等学校等奨学金貸付金<特別会計>	教育委員会	59,323	河川占用料	建設部	15,587
高等学校等遠距離通学費貸付金<特別会計>	教育委員会	23,569	高等学校授業料	教育委員会	10,878

(4) 県有財産の有効活用

ファシリティマネジメントの観点から未利用土地・建物の売却、貸付けなどを積極的に推進するとともに、知的財産の活用などに積極的に取り組みます。また、基金を効率的に運用し利子収入の確保に努めます。

- ・ 利用見込みのない財産の売却、貸付けの推進
- ・ 駐車場の有料化など空きスペースの活用を検討
- ・ 廃止した道路、河川敷の売却処分
- ・ 自動販売機の公募制の更なる拡大
- ・ 産業団地分譲の一層の推進
- ・ 県有林オフセット・クレジット（J-VER）の創出
- ・ 知的財産の使用許諾料等の確保
- ・ 減債基金（満期一括分）運用方法の見直し など

(5) 臨時的財源の活用

特別会計の内部留保資金の一般会計への繰出しを徹底するとともに、特定目的基金の活用により財源を確保します。

特別会計の内部留保資金の活用

貸付事業等を実施する特別会計について、今後の資金需要等を踏まえつつ、その規模を見直すこととし、活用見込みのない資金について、一般会計への繰出しを徹底します。

- ・ 平成 24 年度に小規模企業者等設備導入資金 4.3 億円を繰出し

特定目的基金の活用

(経済対策関連基金の積極的な活用)

国の経済対策に伴う補正予算により措置された経済対策関連基金を積極的に活用します。また、地域の実情に即した取組が可能となるよう国に対して更なる要件緩和や期間の延長などを要請していきます。

(基金の取崩し)

大幅な財源不足などにより、財源調整のための基金（財政調整基金、減債基金）だけでは対応できない場合には、特定目的基金の取崩しにより臨時的な財源として活用します。

2 歳出削減の取組

(1) 抜本的な事業見直し

限られた財源の中で新たな施策に取り組むためには、既存事業を抜本的に見直す必要があります。県が真に果たすべき役割や費用対効果を踏まえ、聖域なく徹底した見直しを毎年度実施します。

< 主な検討内容 >

役割分担の明確化 < 行政経営システム改革、地方分権改革などを反映 >

国、県、市町村や民間との役割分担を踏まえ、県が果たすべき役割を明確にして事業の見直しを行います。

- ・住民に身近な市町村の役割を踏まえ、県行政の役割を整理
- ・地域に密着した施設の移管等に向けた検討 など

事業の必要性・有効性の検討

社会情勢の変化などから、所期の目的を達成した事業や費用対効果の低下など必要性や有効性が薄れた事業は、廃止・縮小します。

- ・生きがい推進員設置事業、地域いきいき実践塾運営事業の廃止
- ・信州発”食と味覚フェア”開催事業の廃止
- ・処分頭数の減に伴う犬等管理所運営事業の縮小
- ・外周発光装置付一時停止標識の整備計画の完了

事業の効率性の検討 < 県民参加と協働の推進、行政経営システム改革を反映 >

多様な活動主体の展開も踏まえ、県民サービス向上の観点から、県が直接実施するよりも効率性が高まる事業について、民間委託や民間との協働を積極的に進めます。

- ・山岳総合センターの指定管理者制度導入
- ・未利用県有地の売却業務の民間委託
- ・介護に関する研修業務の民間委託
- ・給食業務の民間委託 など

事業の終期設定

事業実施に当たっては、達成目標に応じた終期の設定を必ず行うこととし、目標達成状況と事業効果を定期的に検証します。

県単独補助金の見直し

県単独補助金について、以下の視点などから見直しを実施します。

長期にわたり継続的に支出している補助金について、事業目的、事業効果などに照らして必要性を検討し、縮小・廃止、終期の設定を行います。

補助率が2分の1を超える補助金について、県が果たすべき役割を踏まえ、補助率の引下げを検討します。

国庫補助金への任意上乘せについて、県が果たすべき役割を踏まえ、廃止を検討します。

協議会等負担金の見直し

協議会等への負担金について、以下の視点などから見直しを実施します。

全国、ブロック協議会等で全ての団体が加入していない場合は脱会を検討します。

繰越金、剰余積立金が多額な協議会等に対しては負担金の休止、縮減を要請します。

都道府県のみで構成する協議会等については繰越金が生じないよう実績に応じた負担金請求方式への変更や活動実態に応じて負担金の廃止を要請します。

県が主導する協議会等の事業費を節減することにより各構成団体の負担を縮減します。

投資的経費の効果的配分とコスト縮減

限られた財源の中で、真に必要な社会資本整備を計画的に推進するため、選択と集中や事業費の効果的な配分を進め、事業効果の早期発現を図るとともに、公共事業のコスト縮減に取り組みます。

また、社会資本の老朽化による更新時期の到来や維持修繕費の増加などを踏まえ、長寿命化計画の策定により、既存の社会資本の有効活用と今後の更新費用を含めた公共事業費の平準化を図るとともに、計画的な維持修繕や予防保全を推進し、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。

- ・道路、公園などの長寿命化計画の策定
- ・設計の最適化の検討、発注者と受注者の工事情報の共有化、設計の電子納品の推進 など

内部管理経費の徹底した節減< 行政経営システム改革などを反映>

省資源・省エネルギーの観点から資源の節約に取り組むとともに、庁舎管理などの複数年契約化や業務集約による一括契約の推進など、業務の省力化や経費節減に努めます。また、情報システム等の統合や収入証紙による収納方法の見直しを検討するなど内部管理経費の節減を徹底します。

- ・環境保全のための「長野県職員率先実行計画」及び環境マネジメントシステムの運用による資源節約の取組
- ・道路照明の環境配慮型照明への切替え、信号機のLED化推進等
- ・庁舎管理、機械保守の委託業務、機器リースなどの集約化や複数年契約の検討
- ・現地機関における物品の一括購入と公募型見積合わせの拡大
- ・公用車の集中管理の推進
- ・電算システム、サーバ等の統廃合など情報システム最適化の計画的推進
- ・収入証紙によらずに収納が可能な業務の検討 など

効率的な予算執行

最小のコストで最大の効果が発揮できるよう早期執行に努めるとともに、執行段階における業務改善や実施方法の見直しなどにより省力化や経費節減に最大限努力します。

また、「予算を使いきる」という意識を払拭し、契約差金などの不用額は不執行とすることを徹底するとともに、執行時の工夫や見直しにより得られた財政効果額を翌年度の予算編成で活用する制度(見直しインセンティブ)により、更に効率的な予算執行に取り組みます。

(2) 人件費の縮減

< 県民参加と協働の推進、人材マネジメント改革、行政経営システム改革などを反映 >
県民参加と協働の推進、人材マネジメント改革、行政経営システム改革など役割分担の明確化や効率的な行政運営に向けた取組などにより、人件費の縮減を図ります。

- ・アウトソーシングの推進、組織の見直し、業務の改善・効率化などによる定員の適正化
- ・業務見直しや効率化の徹底により時間外勤務を縮減し、超過勤務手当等を縮減 など

(3) 公債費の縮減

依然として高い水準にある公債費の縮減に向けて、引き続き、県債発行の抑制や元金償還の平準化、利子負担の軽減など中長期的に取り組めます。

- ・償還額の平準化を図るため、発行形態、発行額、償還年限など発行方法の多様化や繰上償還など必要に応じて償還計画の見直しを実施
- ・市場の金利動向を踏まえ、有利な条件で資金調達を行うため、競争方式での金利決定により調達コストを軽減 など

3 改革の効果と財政見通し

(1) 歳入確保・歳出削減の効果額

改革方針に基づく取組の効果額（平成24年度～28年度）は次のとおりです。

歳入確保・歳出削減の効果額集計表

（単位：億円）

年度		H24	H25	H26	H27	H28	合計
歳入確保額	新たな歳入確保	0.7	1.0	1.0	1.1	1.1	4.9
	県税収入の確保	15.9	11.7	10.5	11.2	11.9	61.2
	受益者負担の適正化	0.2	0.4	0.5	0.6	0.8	2.5
	県有財産の有効活用	6.6	14.0	12.9	13.3	16.8	63.6
	臨時的財源の活用	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3
	小計	27.7	27.1	24.9	26.2	30.6	136.5
歳出削減額	抜本的な事業見直し	7.7	14.4	16.5	17.0	17.1	72.7
	人件費の縮減	2.7	8.6	9.0	14.6	20.2	55.1
	公債費の縮減	0.2	0.7	0.9	1.1	1.3	4.2
	当該年度における効率的な予算執行	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	200.0
	小計	50.6	63.7	66.4	72.7	78.6	332.0
合計		78.3	90.8	91.3	98.9	109.2	468.5

金額は一般財源

(2) 財政見通し

平成24年度から28年度までの改革実施後の財政見通しは29頁のとおりです。

公債費や社会保障関係費の増加により財源不足額が拡大し、基金残高の減少が見込まれるため、改革を実施しない場合には、平成26年度に基金が枯渇します。【29頁参照】

改革方針に基づく取組の効果額（上記集計表468億円）を反映した場合でも、平成27年度に基金が枯渇し、財政赤字に転落してしまいます。【29頁、30頁参照】

行政・財政改革方針の推進期間である平成28年度まで、財政赤字を出さずに県民サービスを提供し続けるため、更なる事業見直しや人件費の削減など、毎年度50億円以上の追加的な収支改善策を実施し、基金残高を確保して財政運営を行っていきます。【29頁、30頁参照】

改革実施後の財政見通し（平成24年2月）

【 改革方針に基づく取組の効果額を反映した場合】

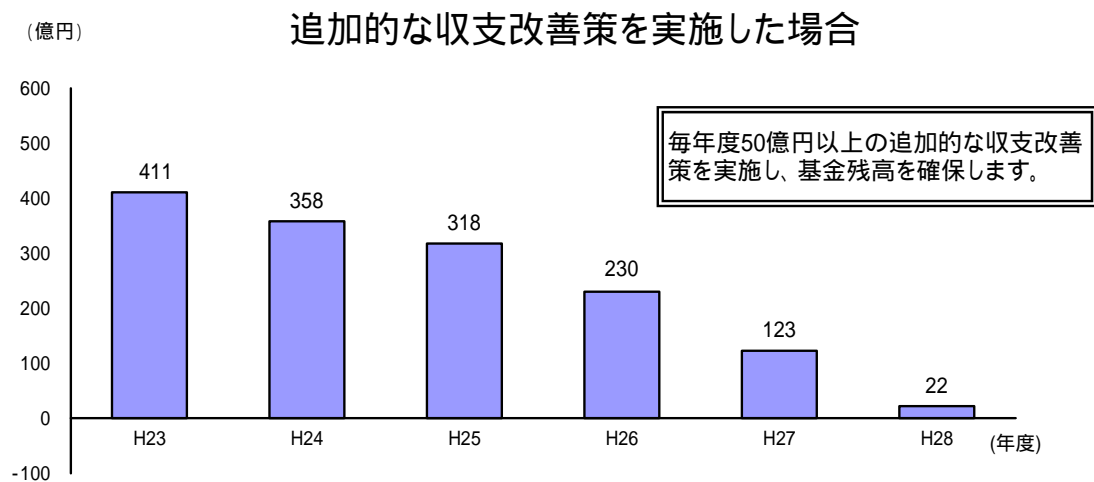
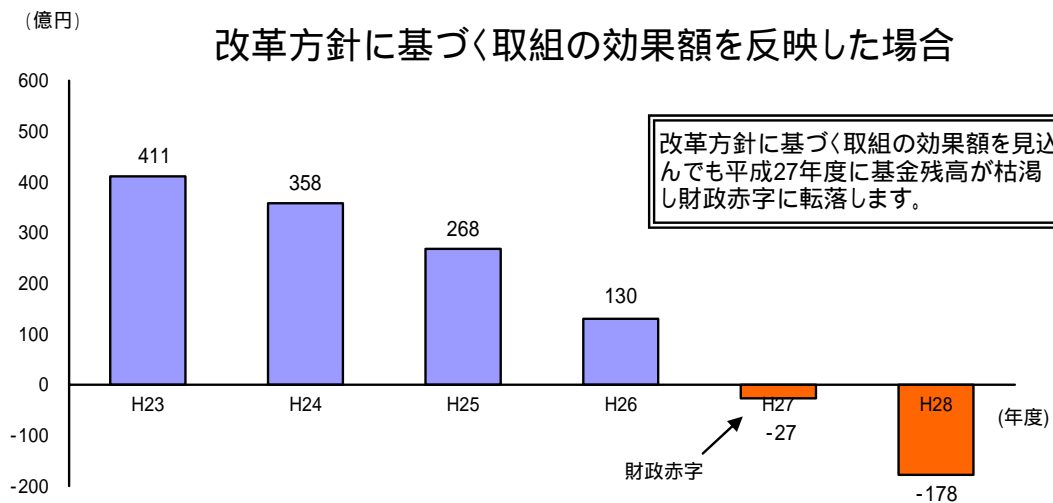
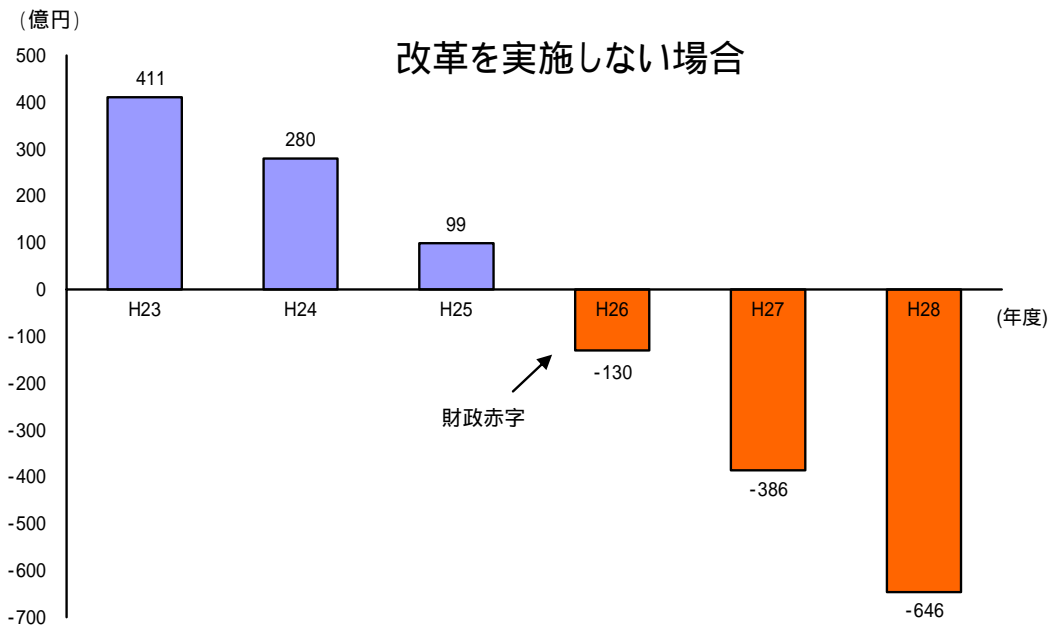
(単位:億円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H28 -H24	試算の考え方
県 税	1,888	1,903	1,928	1,951	1,976	88	主要税目について「経済財政の中長期試算(H24.1.24内閣府)」の名目成長率等を参考に推計 復興増税による増収、徴収率向上の取組等を反映
地方交付税等	2,994	2,984	2,973	2,963	2,954	40	県税の見込みに連動して推計
県 債	1,282	1,282	1,282	1,282	1,282	0	H24と同額と仮定
臨時財政対策債	690	690	690	690	690	0	
建設事業債	592	592	592	592	592	0	
そ の 他	2,155	2,093	2,011	1,988	1,985	170	経済対策関連基金の終了、新たな歳入確保や受益者負担の適正化などの取組を反映
歳入合計 A	8,319	8,262	8,194	8,184	8,197	122	
義 務 費	4,128	4,144	4,155	4,154	4,132	4	
人 件 費	2,584	2,576	2,566	2,550	2,507	77	給与・退職手当等の所要額を推計 行政経営システム改革などの取組を反映
扶 助 費	134	136	138	140	142	8	実績等を勘案して推計
公 債 費	1,410	1,432	1,451	1,464	1,483	73	過去の借入分は償還計画により算定、今後の借入分は発行見込額により推計
投 資 的 経 費	1,416	1,417	1,343	1,313	1,306	110	
補 助 ・ 直 轄	863	863	863	863	863	0	H24と同額と仮定
単 独	498	499	425	395	388	110	県単独公共事業はH24と同額と仮定、経済対策関連基金事業の終了等を反映
災 害 復 旧	55	55	55	55	55	0	H24と同額と仮定
社会保障関係費	821	854	888	924	961	140	
そ の 他 行 政 費	2,047	1,977	1,986	1,990	1,989	58	経済対策関連基金事業の終了、事業見直し・行政経営システム改革の取組を反映
歳出合計 B	8,412	8,392	8,372	8,381	8,388	24	
差引 C = A - B	93	130	178	197	191	98	
当該年度における 効率的な予算執行 D	40	40	40	40	40	-	業務改善や実施方法の見直しによる経費節減、契約 差金などの不用額の不執行の徹底など
財源不足額 C + D	53	90	138	157	151	98	
基金残高(財政赤字)	358	268	130	27	178	536	

【 追加的な収支改善策を実施した場合】

追加的な収支改善策	-	50	50	50	50	-	更なる事業見直し、人件費の削減など
基金残高	358	318	230	123	22	336	

基金残高の見通し



4 財政健全化に向けた取組

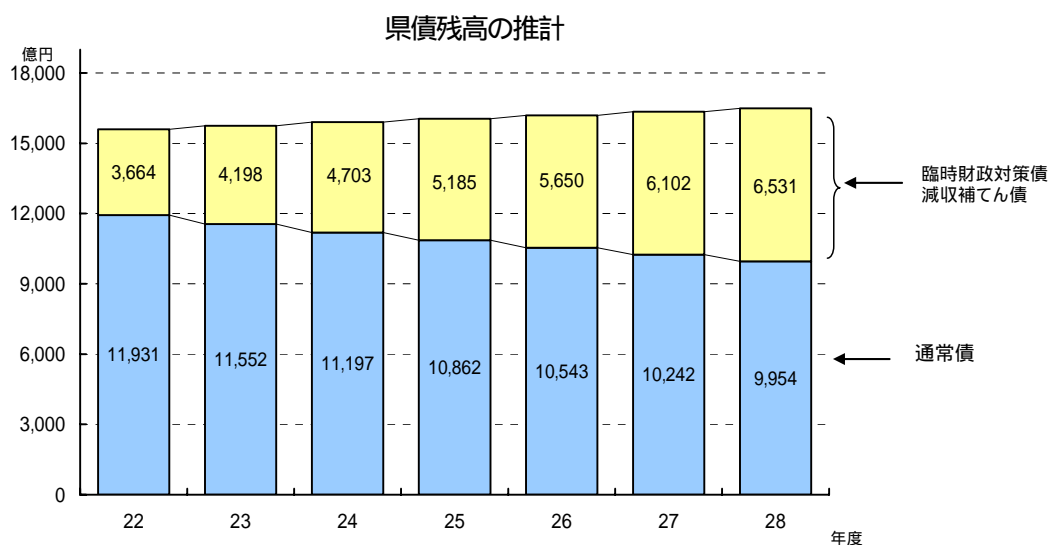
将来に過度な負担を残さないため、県債残高のみならず県が将来の負担を保証している団体等の借入金も含めて県全体の債務残高の縮減など将来負担の抑制に努めるとともに、事業の抜本的な見直しや公債費など義務的経費の縮減などの取組を更に進め、健全化指標など財政指標の改善を目指します。

(1) 県債残高と健全化判断比率の今後の見通し

今回の中期的な財政見通し作成にあわせて、同様の仮定のもとで、県債残高と財政健全化法に基づく健全化判断比率について推計しました。

県債残高の見通し

- ・通常債（建設事業等に充てる地方債）は、建設事業債の発行規模を一定の範囲内とすることによりその残高を着実に減少させていきます。
- ・臨時財政対策債は、国の方針により発行額が大幅に増加しています。平成24年度は前年度と同程度となる見通しですが、引続き通常債を上回る大きな発行額であり、臨時財政対策債に係る県債残高は大幅に増加していく見通しです。（毎年度の発行額を平成24年度当初予算と同額と仮定すると、残高は毎年度400億円以上の増加）



県債残高の推計 (普通会計) (単位: 億円)

年度	22	23	24	25	26	27	28
県債残高	15,595	15,750	15,900	16,047	16,193	16,344	16,485

通常債については、投資的経費のコントロールなどにより発行額を調整することはできますが、臨時財政対策債は、地方交付税の振替えとして発行を割り当てられているものであり、発行せずに財政運営をすることは不可能です。県独自の取組により全体の県債残高を縮減していくことは困難な状況ですが、通常債の発行抑制など中長期的な県債残高の縮減に向けて引き続き取り組んでまいります。

健全化判断比率の見通し

(単位：%)

区 分	H20決算	H21決算	H22決算	H23見込	H24見込
実質公債費比率 (全国平均、全国順位)	15.9 (12.8% 12位)	15.6 (13.0% 13位)	15.4 (13.5% 19位)	15.3	15.0
将来負担比率 (全国平均、全国順位)	221.4 (219.3% 31位)	220.8 (229.2% 31位)	204.8 (220.8% 30位)	204程度	204程度

(注)H23以降は現時点での推計数値。経済情勢や国の地方財政措置による一般財源(税、交付税等)の状況などにより変動する。

実質公債費比率

実質公債費比率は、平成 17 年度に全国ワースト 1 位の 20.1%でしたが、これまでの公債費縮減の取組により数値が改善しました。依然として高い水準が続きますが、徐々に改善していく見通しです。

今後も全国中位程度の比率に引き下げることが目標にしつつ、民間資金について県債発行の協議が不要となる 16%未満を維持するよう中長期的観点から公債費縮減に向けた取組を継続していきます。

将来負担比率

県が将来負担すべき実質的な負債全体の大きさを示す将来負担比率は、これまで徐々に改善してきており、全国順位も同程度で推移しています。今後も同程度で推移する見通しですが、更なる改善に向けて、県債のみならず、県が将来の負担を保証している団体等の借入金も含めた債務残高全体の縮減に努めていきます。

民間資金債に係る届出制度(H24 年度～)における協議不要団体の基準

・実質公債費比率 16%未満 (H24 は経過措置 14%未満) ・将来負担比率 300%未満

(2) 県債の発行抑制と県債残高の縮減

県債発行の考え方

県債発行については、国の地方財政計画による臨時財政対策債の発行規模などを注視しつつ、可能な限り発行抑制に努めていきます。県債ごとの発行の考え方は以下のとおりです。

<臨時財政対策債>

・「臨時財政対策債」は、国税等の減少により不足する地方交付税の振替えとして国から割り当てられるため全額を発行せざるを得ません。多額な発行による償還金の増加が地方財政を大きく圧迫することが懸念されるため、臨時財政対策債の廃止を含めた抜本的な見直しを引き続き国に強く求めていきます。

<通常債>

・「建設事業債」は、世代間負担の公平を図るため、社会資本整備の財源として活用しますが、「可能な限り子どもたちの世代に付けを回さない」という観点から、今後の当初予算における発行額は、原則として平成 24 年度当初予算額の範囲内とし、毎年度の予算編成の中で発行の抑制に努めます。ただし、年度中途における災害や経済対策など緊急な対応が必要な場合は、その財源として活用します。

〔建設事業債の平成 24 年度当初予算額 592 億円〕

・「退職手当債」及び「行政改革推進債」については、極力発行の抑制に努めます。

「退職手当債」：退職手当の増加による一時的な負担増に対処するため、将来の人件費削減による効果額の範囲内で発行が認められる県債

「行政改革推進債」：行政改革による効果額の範囲内で、建設事業の財源として通常の充当率を超える部分に充当可能な県債

県債残高の縮減

県債残高については、地方の財源不足を臨時財政対策債に依存しない制度の確立を国に対して強く求めつつ、中長期的な視点で縮減を図ります。

5 県民や地域の声の反映と情報共有

(1) 県民や地域の声の予算編成への反映

予算要求時点での主要事業や事業見直しの公表、予算要求に対する県民意見の募集などにより、県民や地域の声を反映させるとともに、公表する対象事業の拡大や住民の視点を意識した分かりやすい資料作成など、予算編成過程の一層の透明性向上に取り組めます。

地域の特性を生かした取組などを予算編成に一層反映するため、地方事務所長が地域課題に対応した施策を取りまとめて提案する仕組みを平成24年度から導入します。(平成23年度は試行的に実施)

(2) 財政情報の公表

県民の皆様の理解と協力を得ながら財政構造改革を進めていくため、新たに補助金等一覧表を公表するなど、県財政の状況や予算・決算情報などを分かりやすくホームページなどで公表します。また、毎年度の当初予算編成にあわせて、その時点での中期的な財政見通しを作成して公表していきます。

< 公表する主な資料 >

【当初予算編成時】

- ・翌年度の財政見通し(10月時点の財政見通し) <10月 予算編成方針中に掲載>
- ・予算要求概要、主な見直し事業(案)の公表 <12月>
- ・長野県財政の状況(県財政の基礎的データ) <2月、随時更新>
- ・中期財政試算(5か年先までの財政収支見通し) <2月>
- ・補助金等一覧表(県が支出する補助金等の一覧表) <2月>

【決算とりまとめ後】

- ・普通会計決算の概要 <8月>
- ・健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の状況 <9月>
- ・財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書) <11月>

地方分権改革

個性豊かで活力のある地域社会を実現するため、地方が自らの判断と責任により自主的・自立的な行政運営を担う、地方分権改革を推進します。

1 国から地方への事務権限の移譲

(1) 国の出先機関の原則廃止への対応

国では「地域主権戦略大綱」(閣議決定)において出先機関の原則廃止の方針を示しています。地方が最重点分野として位置付けている、公共職業安定所(ハローワーク)や直轄道路の移管について、国における十分な財源措置を前提とした上で、知事会と連携を図りながら、その実現に努めます。

- ・ハローワークは、地方移管に向けた前段の取組みとして、県と国による「一体的実施」の実現をめざす。この場合においては、福祉分野の施策をとり込めるよう関係機関との調整を図る。

(2) 国の事務・権限の受入れ

国出先機関の原則廃止に伴う事務・権限の受入れについて、まずは可能な限り県単独で受け入れることを前提とし、単独での受入れが難しい広域的な連携体制の構築が必要な事務については、関東地方知事会及び中部圏知事会参加の各都県と連携して体制を整備した上での受入れを目指します。

2 長野県独自の自治の検討

大都市制度のあり方を含む地方自治制度の改革が検討される中、小規模な町村が数多く存在する本県の特徴を踏まえ、専門性の高い業務における事務処理の共同化について市町村とともに研究を進めるなど、将来の道州制論議も視野に入れた自治のあり方の検討を主体的に行っていくことが必要です。

そのため、道州制に対する県のスタンスを明らかにすることや、長野県の自治のあり方を検討するなど、幅広い視点での論議を行います。

市町村や広域連合への権限移譲に当たっては、住民に最も近い基礎自治体である市町村が地域課題を主体的に担えるよう、複数の事務を分野別にまとめてパッケージ化するなど、新たな取組に着手します。

- ・住民の視点から県と市町村とが重複して実施している事務や重層的な施策等を見直し、役割分担と責任の明確化を図るとともに、一体となって実施することで効率化等が期待できる事務事業について共同化の研究を進める。

3 市町村や他の都道府県との交流・連携強化

観光振興、移住交流、鳥獣被害対策など、広域的な取組を推進することで、県民サービスの向上や事業効果の高まりが期待される分野や、災害対応のように広域的な対応が必要とされる分野などについて、市町村や近隣県との更なる連携強化を図ります。

また、移住・交流推進戦略に基づき、交流拡大の観点から他地域との提携を進めます。

第3 国への提言

地方分権に対応した国と地方の役割分担の見直し

1 市町村、都道府県、国の役割を踏まえた権限移譲

分権型社会を構築し地域の活力を引き出すためには、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が主体的に実施するため、国、県、市町村の役割分担を「補完性の原理」に基づき構築する必要があります。このため、国の出先機関の原則廃止を「アクション・プラン」等に基づき早期に実現し、更には国から県、県から市町村への権限移譲について、「地域主権戦略大綱」等に基づき一層の進展が図られるよう要望していきます。

2 義務付け・枠付けの更なる見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地域の実情に沿った施策を推進するために、国が法令で地方に対し施設の設置基準等に制約を持たせている「義務付け・枠付け」について、一定の見直しが図られたところです。

しかし、地方に基準設定の裁量がない「従うべき基準」が相当数設定されているため、廃止又は「参酌すべき基準」など地方が独自の基準を設定できる規定へ移行するとともに、今後の見直しに当たっては、「従うべき基準」の設定は原則行わないことを要望していきます。

地方一般財源総額の確保など安定的な財政基盤の確立

1 一般財源総額の確保・充実

「社会保障と税の一体改革」により、社会保障のための安定した財源を確保するために消費税率を段階的に引き上げる一定の方向性が示されましたが、社会保障関係費の自然増など義務的経費が政策的経費を圧迫する硬直的な財政構造のもとで、安定的にサービスを提供していくためには、県税や地方交付税など一般財源の確保による財政基盤の確立が不可欠です。将来にわたって持続可能な地方財政運営を行っていきけるよう安定的な地方財源による一般財源総額の確保・充実について引き続き国に求めていきます。

2 臨時財政対策債の段階的縮減・廃止

国の地方財政計画により臨時財政対策債の発行額が増加し、県債残高が増加し続けています。平成24年度は臨時財政対策債はわずかに減少しましたが、依然として通常債の発行額を上回る額について臨時財政対策債の発行を余儀なくされている状況に変わりはありません。臨時財政対策債の償還金の増加が地方財政を大きく圧迫することのないよう、臨時財政対策債の廃止を含めた抜本的な見直しを引き続き国に強く求めていきます。

国庫補助制度等の改善

1 全国的な課題に対する国での制度化や財源確保

全国一律の現金給付や全国で一定水準を確保することが必要なサービスなど国で実施することが適当な事業については、国での制度化や財源確保を求めています。

- ・国による乳幼児医療費助成制度の創設 <全国 47 都道府県で同様の制度を実施>
- ・医療保険や介護保険等の自然増、制度改正に伴う地方負担増への十分な財源措置

2 超過負担の解消や制度改正に伴う確実な財源措置

国が本来補助すべき額を交付せず多額の超過負担を強いられている事業について、早急に超過負担の解消を行うとともに抜本的な制度の見直しを行うよう要望していきます。また、国の制度改正や権限移譲に伴い新たな地方負担が発生する場合には、地方と十分協議し、安定的なサービス供給ができるよう税源移譲などにより確実な財源措置を講じるよう要望していきます。

- ・特定疾患治療研究費の超過負担 4.5 億円（必要な国庫補助 9 億円に対して 4.5 億円の交付）
平成 24 年度の暫定的な地方財政措置の解消に向けた確実な国庫予算措置
- ・社会福祉施設整備費補助金等の特別な地方債(三位一体の改革に伴い国庫補助金の廃止分を地方負担に振り替えた地方債)への事業費補正の継続

3 経済対策関連基金事業の終了に伴う適切な措置

国の補正予算等により措置された経済対策関連基金の実施期間が終了後も恒常的に実施しなければならない事業については、適切で十分な財源措置を講じるよう要望していきます。また、経済・雇用情勢などから引き続き基金事業として実施する必要があるものは、実施期間の延長や更なる要件の緩和を行うよう要望します。

- ・経済対策関連基金事業の終了に伴う妊婦健康診査などの確実な財源措置

第4 方針の実施に当たって

平成 25 年度を初年度とする新たな総合 5 か年計画の策定に向けて、今後の長野県づくりの方向性や具体的な施策について、現在検討を進めています。

新たな総合 5 か年計画に基づく施策を着実に実行するため、本方針に掲げた取組を具体化し、県民サービス向上の仕組みづくりや安定した行政・財政基盤の構築に取り組んでいきます。

県民、市町村、団体等の意見の反映

今回の取組内容は、県民生活や市町村行政とも密接に結びついているため、今後も県民・市町村・団体等への十分な情報提供や意見交換をしながら実施していきます。

また、県政モニター制度や職員提案制度などを活用し、県の行政経営理念に沿った改革に対する評価や意見などを把握して取組を進めていきます。

本庁部局や現地機関の大規模な見直しや外郭団体のあり方の見直しなどについては、必要に応じ審議会等の御意見を聞いた上で、実行に移していきます。

推進体制、実施状況の公表

項目ごとに実施内容とスケジュール等を明らかにした「改革工程表」に基づき取組を推進し、毎年度、「行政・財政改革推進本部」において検証を行った上で、実施内容や達成状況等を取りまとめて公表します。さらに、外部の視点からの問題点の指摘等も重要であることから、それぞれの分野の専門家など第三者の御意見をいただきながら、徹底した改革の推進に取り組みます。

なお、改革方針については、社会経済情勢の変化や地方行財政制度の変更などに対応して、適宜必要な修正を行ってまいります。

第5 改革工程表

県民参加と協働の推進

1 県民協働の推進

項目	取組内容	担当部局	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
(1) 県民協働による新しい公共の推進	新しい協働のあり方の検討と推進 共創・協働を進める県民フォーラムの開催 協働を進めるガイド作成	企画部	協働のあり方検討	協働のあり方検討	県民協働の推進			
(2) 担い手となるNPO等の活動基盤の強化と連携								
活動基盤の強化	NPOの資金開拓等を行うシステム開発と運用 NPO人材応援センター機能の強化及び人材登録	企画部		システム開発	資金開拓システムの運用			
NPO等への支援を行う組織(中間支援組織)との連携強化	中間支援組織の立ち上げ支援 中間支援組織及び公益市民活動センターのネットワーク化	企画部	新しい公共支援・推進事業の実施	新しい公共支援・推進事業の実施	ネットワーク化と連携推進			

2 県民参加による対話型の行政運営

項目	取組内容	担当部局	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
(1) 広報活動の推進	組織全体で広報活動を推進	全局局	随時改善を加えながら継続して実施					
(2) 広報・情報発信の充実と効果の検証								
県民目線のより効果的な情報発信	より見やすく、使いやすいホームページとするための管理システムの導入・運用	総務部	仕様検討	システム構築など	H25.9月導入・運用			
情報発信力の強化	インターネット、広報誌、新聞掲載などの充実・改善	総務部ほか	随時改善を加えながら継続して実施					
	効果の検証	総務部	内容検討	実施				
(3) 県民の声の行政運営への反映								
広聴事業の充実	タウンミーティング、ランチミーティングの開催(月1回以上)	総務部	随時改善を加えながら継続して実施					
	県政モニター制度の活用 苦情等を共有し、適切な事務処理につなげる仕組みづくり	総務部	制度検討	実施				
政策づくりへの県民の参加の推進	パブリックコメントの見直し	総務部	見直し案の検討	実施				
	県民参加の政策づくり推進事業の見直し	総務部・企画部	円卓会議による検討を踏まえて見直し	新たな政策づくり推進事業を実施				
目標実現度調査(仮称)の実施	県民アンケート調査の実施 目標実現度調査(仮称)の実施	企画部・総務部	県民アンケート調査の実施	目標実現度調査(仮称)の実施				
審議会等の活性化	専門委員会の設置や少数人数による議論の導入など 実効性ある議論のための工夫 会議の公開の推進、会議録の公表、起草委員会の設置	総務部 所管部局	毎年度取組を継続					
			<ul style="list-style-type: none"> ・女性委員の割合 H22 27.1% 50% ・公募委員の割合 H22 9.8% 20% 					

人材マネジメント改革

1 意欲と能力のある人材の育成と確保

項目	取組内容	担当部局	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28		
(1) 長野県人材育成方針の見直しと実効性ある運用	方針の見直し 方針に基づく施策の適時適切な実施	総務部	方針の見直し	H24から見直し後の制度運用以降必要に応じて随時見直し						
(2) 女性職員の採用・登用の拡大	意欲と能力ある女性職員の登用 採用試験の女性受験者の増加	総務部	毎年度実施							
			【係長以上に占める女性職員の比率】 H28年度 12%(H22職員へ-入で約330人)を目標							
(3) 職員のワークライフバランスの推進	育児休暇等の取得促進 事務事業の見直し等による時間外勤務の縮減	総務部	毎年度実施							
			【育児休業の取得目標】 H26年度 女性：100%に近い現行水準を維持 男性：5%以上							
			【時間外勤務の縮減目標】 H24～26年度 H22実績比 3%以上 H27年度以降 H22実績比 5%以上							
(4) 人材の確保	任期付職員や外部アドバイザーの有効な活用 社会人経験者の採用	総務部	毎年度実施							

2 人事評価制度を含めた人事給与制度の改善

項目	取組内容	担当部局	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28		
(1) 人事評価制度の改善										
	制度と運用の見直し 給与等への適切な反映 制度、評価項目の見直し 職員の負担軽減	総務部	WGによる見直し項目の検討	人事・給与制度検討会の中での検討	検討結果について、順次実施					
	制度を活用したコミュニケーションの促進 評価者研修会の開催（面接の有効活用） 制度見直しを行った際の職員に対する研修会の開催	総務部	毎年度実施							
(2) 人事給与制度の見直し	人事評価制度と連動した給与制度の運用 職員の意欲と能力を適切に処遇に反映できる仕組みづくりなどの検討	総務部	現状整理	人事・給与制度検討会	検討結果について、順次実施					

行政経営システム改革

1 組織風土の変革

項目	取組内容	担当部局	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
(1) 風通しのよい職場づくり	行政運営の諸課題について労使双方により検討する場の設置 行政経営システム検討会（仮称）による取組	総務部	労使双方の検討の場の立ち上げ	検討の場における議論 行政経営システム検討会における議論				一人一改善・一提案事業など具体的な取組を通じた風通しのよい職場づくりの実践
(2) 職員の意見や提案の活用								
積極的な提案を行う環境づくり	職員提案及び業務改善に取り組む環境整備	総務部	制度検討	一人一改善・一提案事業（仮称）の実施（行政経営システム検討会の活用）				随時見直しを加えながら実施
提案の反映のルール化	提案を反映する仕組みの構築	総務部						
(3) 現場の声を施策に反映する仕組みづくり	地方事務所長からの施策提案制度	総務部	地方事務所長の提案制度（試行）	地方事務所長の提案制度を導入				現場の声を施策に反映する取組実施

2 しごと改革（業務の生産性の向上）

項目	取組内容	担当部局	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
(1) 事務事業の不断の見直し	新たな総合5か年計画にふさわしい評価の仕組みづくり	総務部ほか	評価のあり方の検討 新たな仕組みを構築 H24試行実施					新たな仕組みによる事務事業の見直し
(2) 業務の改善・効率化								
仕事の仕方の最適化	「業務改善チーム（仮称）」の設置、運用 業務改善マニュアルの策定 会議の「質の向上」プロジェクト 職員グループ討議の全庁的展開	総務部ほか	業務改善チームの仕組み構築	改善チームの立ち上げ				展開
	環境マネジメントシステムの運用	環境部						毎年度実施
ICTの活用	クラウド技術の導入	企画部	共通基盤の整備					順次統合＝庁内クラウド
	各システムの連携・改良	企画部						自治体・民間クラウドの導入検討 可能なものから導入
	携帯型端末の活用	企画部	調査・検討					順次導入・活用範囲拡大
業務の集約化	業務の集約化による効率化・調達コストの削減	総務部ほか	集約化可能業務の洗い出し、集約化に向けた、検討・準備					準備が整ったものから順次実施
				< H24の取組 > ・ 公募型見積合わせの全庁実施 ・ 物品購入における一般競争入札の本庁への集約 ・ 委託業務の集約化の検討				

3 アウトソーシングの推進

項目	取組内容	担当部局	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
(1) 指定管理者制度の導入	指定管理者制度導入施設の拡大	総務部 該当部局	現状整理、導入についての検討、	・山岳総合センター導入	準備が整ったものから順次実施			
(2) 地方独立行政法人化	新たな県立4年制大学をはじめとする機関の独法化	総務部 該当部局	独法化可能機関の現状整理、移行についての具体的検討			可能なものについて移行		
(3) 業務の民間委託の推進	業務の民間委託の拡大 ・特別支援学校の給食業務 ・道路維持作業 など	総務部 該当部局	新たに民間委託を導入する業務の現状整理	企業等からの提案制度の構築	準備が整ったものから順次実施			

4 ファシリティマネジメントの推進

「長野県ファシリティマネジメント基本方針」(平成23年12月)

項目	取組内容	担当部局	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
(1) 県有財産の有効活用	新たな貸付制度の導入	総務部	新たな貸付制度の検討、試行	広告掲出制度の検討	試行実施	本格運用		
	遊休施設を活用する仕組みの構築	総務部	共同化検討に向けた準備	市町村等との共同化の検討、実施				対象拡大
	行政財産の使用許可・使用料の見直し	総務部	実態調査	事務取扱要領の改正検討	新制度の運用開始			
	職員宿舎の管理事務集約化と共同利用の推進	総務部、企業局、教育委員会、警察本部	管理事務集約の検討	WG設置、共同利用計画の策定	一部実施	段階的に拡大		
(2) 県有財産の総量縮小	施設アセスメントの実施、施設集約化・転用計画策定	総務部ほか	WG設置、調査方法の検討	調査の実施、とりまとめ	検討、施設集約化・転用計画の策定	計画の実行		
	未利用県有地の売却促進	総務部	市町村等との連絡調整	市町村等との連絡協議会設置、開催				民間委託の実施、多様な売却方法の検討、実施
(3) 県有施設の長寿命化	維持管理業務の最適化	建設部ほか	WG設置、実施方法の検討	調査、仕様書等作成発注実施	対象の検討	対象拡大		
	中長期修繕・改修計画の策定、施設の性能向上のための計画策定	建設部ほか	WG設置、調査検討	調査の実施、基準の検討	一括発注の実施	基準の検討	計画、基準の策定	
	省エネ改修、自然エネルギーの活用	環境部ほか	WG設置、検討	効果的な省エネルギー対策、自然エネルギーの導入・推進				

5 県組織の見直し

項目	取組内容	担当部局	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
(1) 本庁組織の見直し								
組織の見直し	新たな5か年計画との整合	総務部	5か年計画の策定と並行し組織見直しの必要性を検討 各部局の役割を整理し、組織見直しの必要性を検討	必要に応じた見直しを検討、実施				
	これまでの組織見直しの検証、各部局の役割・機能の整理	総務部						
部局横断的・新たな行政課題への対応	推進本部制やP Tの活用 必要に応じた職の設置	総務部ほか	必要に応じて実施					
(2) 現地機関の見直し	試験研究機関を含む現地機関のあり方の検討	総務部	これまでの取組の検証 現地機関の役割の整理、あり方の検討	必要に応じた見直しを検討、実施				
(3) 県有施設のあり方の検討	施設の市町村、民間への譲渡 引き続き県管理の場合の考え方の整理	総務部ほか	毎年度実施					
(4) 公営企業のあり方の検討		企業局	今後の経営見通しや公営電気事業の果たす役割等、あり方の検討	検討結果に基づく取組（電気事業）				
				事業移管等に向けた検討（水道事業）				
(5) 教育機関のあり方の検討	高等学校再編整備の実施・更なる検討	教育委員会	「第1期高等学校再編計画」に基づく再編整備の実施 「第2期高等学校再編計画」の策定に向けた検討					
	教育機関等のあり方の検討		これまでの取組の検証、役割の整理、あり方の検討	必要に応じて見直しを検討・実施				
(6) 警察組織のあり方の検討		警察本部	必要な見直しを検討					

6 定員の適正化

項目	取組内容、目標	担当部局	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
(1) 定員の計画的管理と適正な職員配置	定員適正化計画に則った適正な人員配置	総務部	計画の策定	計画に則り定員の適正化に取組				
(2) 人的資源の有効活用	業務の「スクラップ・アンド・ビルド」の徹底 人員や職種の再配置	総務部		継続して実施				
			現状分析	新たな行政課題や社会状況の変化等に対応した、職種・人員の再配置				
(3) 非常勤職員の適正配置と活用	非常勤職員の活用方を検討	総務部	現状分析	活用方策の検討	適正配置と活用			

7 外郭団体の見直し

項目	取組内容	担当部局	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
(1) 改革基本方針の見直し								
基本方針の見直し	外郭団体等検討委員会（仮称）における議論を踏まえた上での見直し	総務部 該当部局	包括外部監査結果の分析 関係部局による見直しの方向性の検討	外郭団体検討委員会（仮称）による議論、制度の検討	必要な団体について随時見直し			
		総務部			新たな体制によるチェック			
(2) 県の関与の見直し		総務部	団体役員の採用について原則公募とする旨の検討を要請	必要に応じて随時見直し				

財政構造改革

1 歳入確保の取組

項目	取組内容	担当部局	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
(1) 新たな歳入確保								
<p>ネーミングライツの積極的導入</p> <p>目標金額(累計) 3.5億円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6施設について対象施設を特定した募集を実施 ・ 提案募集型制度により、対象施設の提案を募集 ・ 新たな対象施設の検討(道路施設、河川施設等) 	総務部、施設所管部局	条件を設定し、募集開始	<p>企業との交渉により各施設ごと契約を締結</p> <p>伊那文化会館、松本文化会館、動物愛護センター(ハローアニマル)、戸隠森林学習館、総合競技場(アルウィン)、やまびこドーム、の6施設について募集、契約に向けて交渉</p>				
				H24.2月から募集を開始 提案を検討の上、順次導入				
			対象施設の検討		準備が整ったものから順次導入			
<p>広告収入の確保</p> <p>目標金額(累計) 77百万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ホームページバナー プログ、メールマガジン 公用車広告 庁舎壁面広告 印刷物への広告掲載 雑誌スポンサー制度など <p>により広告収入を確保</p>	全部局	募集内容の検討、実施	広告収入の拡大				広告対象の拡大を更に検討し実施
<p>寄付金収入の確保</p> <p>ふるさと寄付金 目標 年間100件 15百万円/年</p>	ふるさと信州寄付金の確保に向けた全庁挙げたPR活動	総務部ほか	<p>納入方法拡大</p> <p>PR方法検討</p>					目標達成に向けた積極的PR活動の展開
(2) 県税収入の確保								
<p>産業活性化による税収確保</p>	産業活性化に向けた施策の展開による県税収入の確保	全部局	新たな産業振興戦略プラン策定					産業活性化に向けた施策の展開
<p>徴収率の向上に向けた取組強化</p> <p>徴収目標 ・ 現年課税分の徴収率 前年度より増加 ・ 滞納繰越分の徴収率 前年度より増加</p>	<p>個人県民税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村との連携強化(直接徴収、併任徴収の活用) ・ 特別徴収制度の徹底(入札参加資格要件化、全指定に向けた検討) <p>その他の県税 納期内納付の促進 差押強化など徴収率向上</p>	総務部	目標設定	<p>直接徴収、併任徴収による市町村との連携を強化</p> <p>入札参加資格の要件化の検討</p> <p>建設工事、森林整備、物品購入、製造の請負など</p>				準備が整ったものから実施
		総務部	目標設定					差押えの強化や案件の進行管理の徹底による目標達成
	納税者の利便性向上と納期内納付の促進	総務部	収納方法の拡大を検討					システム改修の検討・構築
	滞納整理機構との連携、更なる徴収体制の強化	総務部	H23.4滞納整理機構発足	機構と連携し徴収強化				更なる徴収体制見直しを検討
<p>県独自の税の検討</p>	長野県独自の政策税制等の検討	総務部ほか	県独自の政策税制検討					準備が整ったものから順次実施
	森林づくり県民税の検討	林務部、総務部	制度の見直し等検討					新たな制度に切り替え

項目	取組内容	担当部局	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
(3) 受益者負担の適正化								
使用料・手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 新たな使用料・手数料の設定の必要性を検討 現行の使用料・手数料の料金水準の定期的な見直し 	全部局	新たな手数料等の検討	公平性、各県の徴収状況を踏まえ新たな手数料を検討・導入 H24.4 - 証明事務手数料、総合教育センター使用料など				
減免規定の見直し	使用料・手数料等の減免基準の見直し	総務部ほか	現状分析方針検討	減免規定の必要性・妥当性について見直しを実施				
税外未収金縮減の取組 統一の徴収目標 ・現年分の徴収率前年度以上 ・滞納繰越分の徴収率前年度以上	未収金縮減のため徴収率の目標を設定し、未収金回収の取組を強化	該当部局	目標設定庁内検討チーム設置	目標達成に向けて徴収強化策を検討し実施				
(4) 県有財産の有効活用								
未利用地売却目標額 15億円（累計）	未利用土地・建物の売却、貸付けの推進など	総務部ほか	目標設定	目標達成に向けて売却促進などの取組を実施				
	基金の効率的な運用	該当部局	現状分析方針検討	効率的な運用に向けた取組を実施				
(5) 臨時的財源の活用								
特別会計の内部留保資金の活用	特別会計の規模を見直し、一般会計へ繰出し	全部局	貸付事業の見直しを精査	特別会計から一般会計への繰出しを随時実施 H24小規模企業者等設備導入資金4.3億円				
特定目的基金の活用	経済対策関連基金の積極的な活用	全部局		計画的な事業の実施、国への要請（要件緩和、期間延長）				
	財源不足による特定目的基金の取崩し	総務部		大幅な財源不足により取崩しが必要な場合に実施を検討				

2 歳出削減の取組

項目	取組内容	担当部局	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
(1) 抜本的な事業見直し				新たな総合5か年計画策定にあわせ、事務事業総点検（スプリングレビュー）を実施				
役割分担の明確化 必要性・有効性の検討 事業の効率性の検討 事業の終期設定	県が果たすべき役割や費用対効果を踏まえ、徹底した事業見直しを実施	全部局		徹底した事業見直しを実施				
県単独補助金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 長期間継続している補助金の必要性を検討 補助率1/2を超える補助金、国庫補助への任意の上乗せの見直しなどを検討 	全部局	現状分析、方針検討	徹底した事業見直しを実施				
協議会等負担金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 加入の必要性などを整理 県主導の協議会の経費節減 繰越金などが大きい団体へ負担金の見直しを要請 	全部局	現状分析、方針検討	徹底した事業見直しを実施				
				負担金の縮減、休止、廃止、請求方法の見直しを各協議会等に要請				

項目	取組内容	担当部局	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
投資的経費の効果的配分とコスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事のコスト縮減 長寿命化計画によるライフサイクルコスト縮減 	全部局	コスト縮減策の検討	設計の最適化、工事情報の共有化、設計の電子納品の推進				
			現状分析、計画策定準備	長寿命化計画の策定、計画に基づく改修、維持修繕の推進				
	内部管理経費の徹底した節減	<ul style="list-style-type: none"> 省資源・省エネルギー等資源節約の取組 複数年契約化や業務集約による一括契約の推進 情報システムの統合 	全部局	長野県職員率先実行計画、環境マネジメントシステムの推進				
		全部局	契約方法の検討	複数年契約、一括契約の更なる導入の検討、推進				
			サーバの統合を検討	情報システム最適化の計画的推進				
効率的な予算執行	執行段階における業務改善や実施方法の見直しなどによる省力化や経費節減	全部局	現状分析、目標設定	予算執行段階における徹底した見直しを毎年度実施				
				執行段階における見直しなど目標額40億円				
(2) 人件費の縮減	適正な定員管理、時間外勤務の縮減などにより職員人件費を縮減	総務部ほか	適正化計画、縮減目標設定	人材マネジメント改革、行政経営システム改革などによる取組				
(3) 公債費の縮減	県債発行の抑制、元金償還額の平準化、利子負担の軽減	総務部ほか	将来推計、発行方法の検討	発行抑制、償還額の平準化、調達コストの軽減				

4 財政健全化に向けた取組

項目	取組内容	担当部局	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
(1) 県債残高と健全化判断比率の今後の見通し	実質公債費比率、将来負担比率の見通しに基づく財政運営	総務部	今後の見通しを作成し目標を設定	財政指標の改善に向けて計画的な財政運営の実施				
(2) 県債の発行抑制と県債残高の縮減	県債発行の考え方に従い、県債発行を抑制	総務部	発行限度額の設定と残高見通しの作成	毎年度の予算編成の中で県債発行の抑制				
				建設事業債の当初予算額は原則として592億円以内				

5 県民や地域の声の反映と情報共有

項目	取組内容	担当部局	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	
(1) 県民や地域の声の予算編成への反映	<ul style="list-style-type: none"> 透明性の高い予算編成に向けた取組 地方事務所長の施策提案制度の実施 	総務部	地方事務所長の提案制度(試行)	予算編成過程と公表のあり方の見直し 地方事務所長の提案制度を導入	県民や地域の声を予算編成に反映する取組実施				
(2) 財政情報の公表	県財政の状況や予算・決算情報の公表	総務部	補助金等一覧表を公表	財政情報のわかりやすい公表方法を検討・実施					

地方分権改革

1 国から地方への事務権限の移譲

項目	取組内容	担当部局	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
(1) 国の出先機関の原則廃止への対応	公共職業安定所・直轄道路の移管の実現に努める。	総務部	国への提案、および協議など	□ □	国に対する要請を行い、協議が整ったものから順次実施			
(2) 国の事務・権限の受入れ	広域的实施体制の検討を進めるとともに、単独で受け入れ可能な事務については単独での受け入れに努める。	総務部	広域的实施体制の検討、移譲対象事務の確定など	□ □	国に対する要請を行い、協議が整ったものから順次実施			

2 長野県独自の自治の検討

項目	取組内容	担当部局	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
長野県独自の自治の検討	市町村相互や県と市町村との事務共同化など、本県独自の自治の在り方に関する議論を深めその実現に努める。	総務部	共同化のあり方についての検討など	□ □	準備が整ったものから順次実施			

3 市町村や他の都道府県との交流・連携強化

項目	取組内容	担当部局	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
市町村や他の都道府県との交流・連携強化	連携強化が可能な分野について、調整が図られ次第実施に移行する。	関係部	準備が整ったものから順次実施					

これまでの取組、現状と課題

行政改革、財政改革のこれまでの取組

本県では、これまでも、行政改革、財政改革のための計画を策定し、行政運営の効率化や持続可能な財政構造の構築に向けて様々な取組を実施してきました。

平成 19 年 3 月に策定した現行の「長野県行財政改革プラン」では、地方分権時代に即した持続可能な行財政基盤、スリムで効率的な行財政基盤の確立を目指すとともに、国が要請する集中改革プランにも対応するため、分権改革、行政システム改革、財政構造改革を 3 つの柱とし職員定数の適正化、歳入確保、歳出削減の取組などを行ってきました。職員数の削減や財政効果額などの取組は、当初の目標数値を上回る見通しとなっています。

【平成 10 年以降に取り組んだ行政・財政改革のための方針・計画】

- ・「長野県行政改革大綱」 (平成 10 年 12 月) <平成 11 年度～15 年度>
- ・「長野県財政改革推進プログラム」(平成 15 年 2 月) <平成 14 年度～18 年度>
- ・「長野県行財政改革プラン」 (平成 19 年 3 月) <平成 19 年度～23 年度>

県行政・県財政の現状と課題

1 県を取り巻く環境の変化と多様化するニーズに対応する行政運営

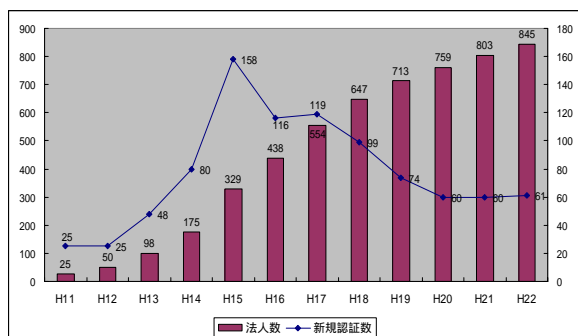
長引く県内経済の低迷や本格的な少子・高齢、人口減少社会の到来、また、NPO など多様な活動主体の増加等、本県を取り巻く環境が大きく変化し、行政に求められるニーズも、生活基盤の整備や福祉、教育、環境、産業、防災など各分野で多様化・複雑化しています。限られた財源や人的資源で各種の課題に的確かつ柔軟に対応していくためには、民間やNPO などの役割分担やノウハウの活用を図り、職員数の適正化に努めつつ行政運営に取り組むことが必要です。

(1) 多様な活動主体の展開

行政が自ら行うべき公共サービスについて、責任をもって提供していくことはもちろんですが、多くの課題を行政だけで担っていくことには限界があります。

県内ではNPOをはじめとする公的サービスの担い手が着実に増加しているため、行政が担うサービスを良質で持続可能なものとした上で、これらの多様な主体と行政が互いに役割分担を図ることにより、多様なニーズへの対応が可能となり、サービスの質の向上が期待できます。

【長野県のNPO法人数と認証数の推移】



【NPO法人数の全国状況】

都道府県名	認証数	人口10万人あたり法人数	順位
東京都	6,861	54.58	1
京都府	1,053	39.77	2
長野県	845	38.48	3
山梨県	340	38.44	4
大分県	454	37.53	5
滋賀県	505	36.59	6
鹿児島県	640	36.51	7
佐賀県	313	36.13	8
沖縄県	477	35.05	9
群馬県	691	34.14	10

(2) 県の業務のアウトソーシング(外部化)

本県ではこれまで下記のとおり、多くの業務のアウトソーシング(外部化)に取り組んできましたが、公的サービスの担い手の裾野が広がる中で、真に県自らが行うべき業務を精査し、施設管理や業務について積極的な外部化に取り組むことで、民間企業等のノウハウの活用によるサービスの質の向上を図ることが求められています。

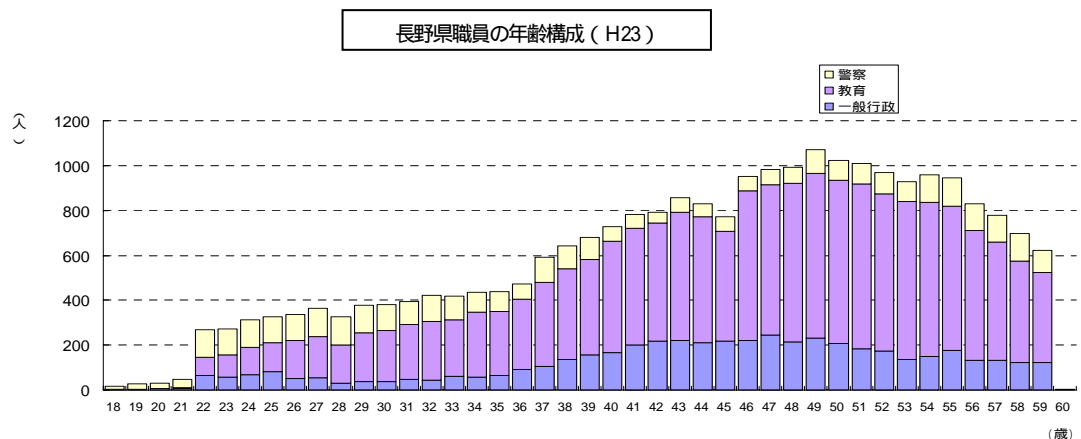
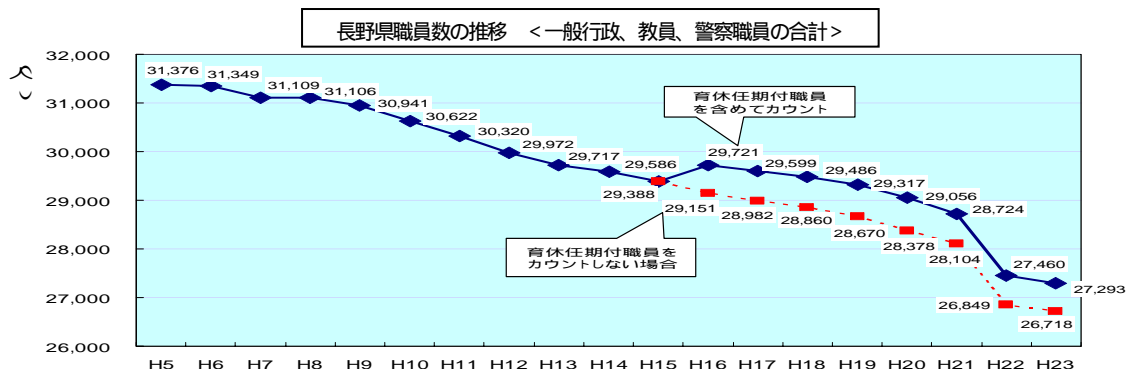
【長野県行財政改革プランの推進期間におけるアウトソーシングの例】

- ・指定管理者制度の導入(H23.4 現在 36 施設に導入)
 - H22：青年の家・少年自然の家、都市公園 H23：信濃学園、松本あさひ学園
- ・地方独立行政法人化 H22：県立5病院等
- ・業務の民間委託
 - H19：一部特別支援学校の給食業務など H20：駒ヶ根病院給食業務など H21：県税電話催告業務など H22：児童福祉施設の給食業務など H23：県庁の衛視、通信業務など

(3) 職員数の適正化に向けた対応

県では、これまでも組織の再編や事務のアウトソーシング・効率化などの取組により、行政サービスの維持向上を図りつつ、職員数の削減を図ってきました。今後、高度成長期における行政ニーズの増加に対応して採用された職員の大量退職に伴い、ノウハウや技術の伝承が困難になることが想定されますが、厳しい財政状況のもと、新たな行政需要や県政課題に対応していくためには、引き続き人件費の縮減を図っていく必要があります。

そのため、職員一人ひとりの生産性を更に向上させると同時に、職員の重点配分により、定員の一層の適正化を図っていくことが重要です。



(4) 地方分権への対応

県内の市町村数は平成15年の120から77となっていますが、このうち人口1万人未満の団体が40、特に5千人未満の団体が22と小規模町村が多くを占めている状況です。

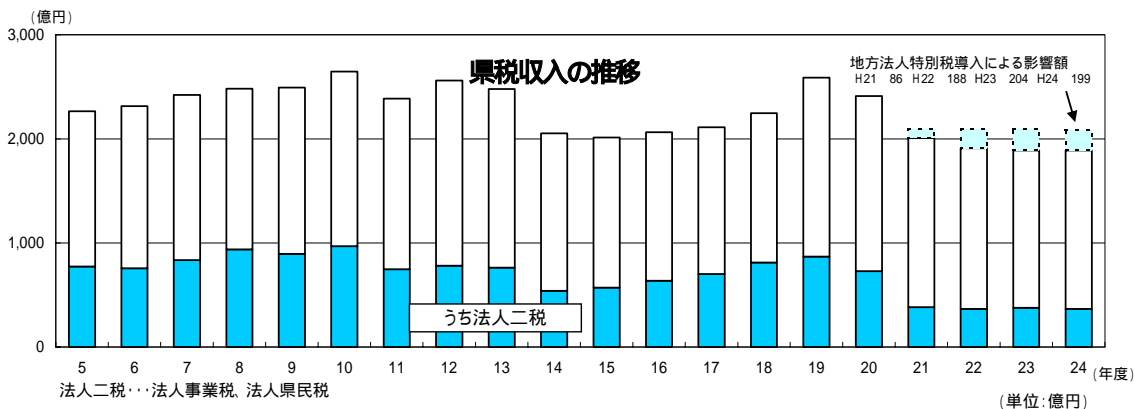
現在、地方分権の更なる進展に向けて、国による義務付け、枠付けの見直しや地方への権限移譲、出先機関改革などの議論が行われていますが、本県の状況も踏まえつつ、事務の共同処理や機関の共同設置をはじめとする小規模町村への支援などの検討を進め、地方が自らの創意工夫により個性豊かな地域経営を行うことができる分権改革への取組が求められています。

2 財源不足が続く厳しい財政状況と硬直化した財政構造

本県の財政状況は、県税収入や地方交付税の減少などによる財源不足を補てんするため、基金の取崩しが必要な厳しい状況が続いており、基金残高も残りわずかとなっています。また、過去に借り入れた借金の返済である公債費が依然として高い水準にある中で、社会保障関係費が増加し義務的経費が政策的経費を圧迫する硬直的な財政構造となっています。

(1) 県税収入の大幅な減少

平成14年度に戦後最大の落ち込みとなった県税収入は、16年度から19年度まで法人二税の回復や国からの税源移譲などにより増加しましたが、平成20年度以降は、急激な景気悪化などにより大幅に減少しています。

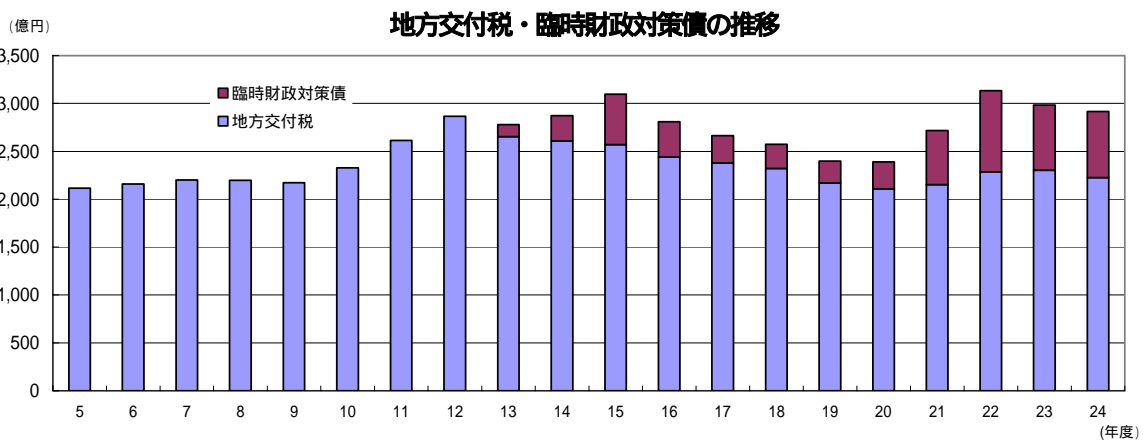


年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
県税収入	2,266	2,314	2,422	2,482	2,492	2,647	2,388	2,560	2,480	2,053	2,012	2,065	2,111	2,246	2,589	2,411	2,007	1,909	1,889	1,888
うち法人二税	772	756	835	938	895	967	747	782	762	540	570	635	701	811	870	727	384	367	376	367

H5～22年度: 決算額 H23年度以降: 見込額 <億円未満四捨五入>

(2) 地方交付税の減少と臨時財政対策債の増加

地方交付税は、平成12年度をピークに削減されてきました。21年度以降は増加していますが、国の地方財政計画により、地方交付税の不足分を振替える臨時財政対策債の大幅な発行を余儀なくされています。



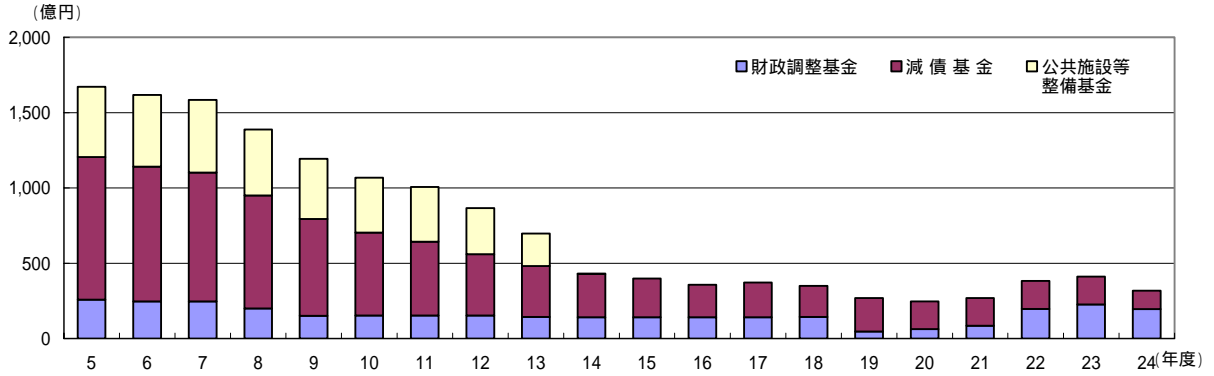
年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
地方交付税	2,116	2,160	2,201	2,199	2,174	2,327	2,614	2,865	2,654	2,609	2,569	2,440	2,381	2,322	2,170	2,110	2,153	2,288	2,303	2,226
臨時財政対策債									125	263	528	370	283	253	229	279	564	844	679	690
合計	2,116	2,160	2,201	2,199	2,174	2,327	2,614	2,865	2,779	2,872	3,097	2,810	2,664	2,575	2,399	2,389	2,717	3,132	2,982	2,916

H5～22年度: 決算額 H23年度以降: 見込額 <億円未満四捨五入>

(3) 収支不足による基金の取崩し

基金残高は、財源不足を補てんするための取崩しにより平成4年度をピークに減少し、残りわずかとなっています。基金が枯渇しないよう更なる財源確保策に取り組み、収支の均衡を図る必要があります。

基金残高の推移



財政調整基金…予測できない収入の減少や支出の増加に備えて設けられている積立金
 減債基金……県債の返済を計画的に行うための積立金
 公共施設等整備基金……社会資本の整備を計画的に行うための積立金(H17廃止)

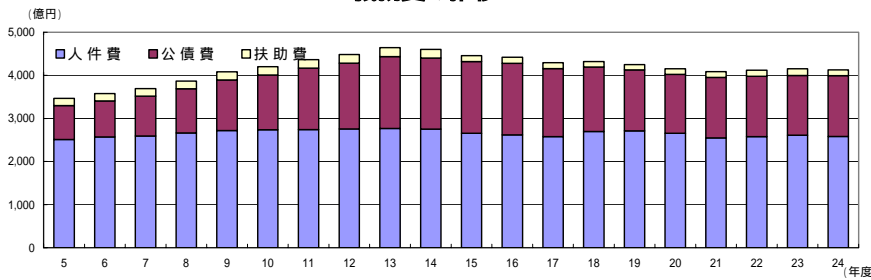
年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
財政調整基金	258	248	248	200	151	152	152	152	143	142	142	142	142	143	47	63	85	197	226	196
減債基金	946	895	855	749	642	552	491	409	339	287	256	215	230	206	223	184	185	185	185	122
公共施設等整備基金	467	476	481	439	401	364	364	305	215	2	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,671	1,619	1,584	1,388	1,194	1,068	1,007	866	697	431	398	357	372	349	270	247	270	382	411	318

H5～22年度：決算額 H23年度以降：見込額

(4) 義務費の増加による硬直化した財政構造

支出が義務づけられ削減することが困難な義務費（人件費、公債費、扶助費）は、平成14年度以降、減少傾向にあります。依然として高い水準にあります。社会保障関係費や税交付金などを含めると県の歳出予算の8割近くが義務的な固定経費であり、社会保障関係費が増加していることから今後も硬直化した財政構造が続くものと見込まれます。

義務費の推移

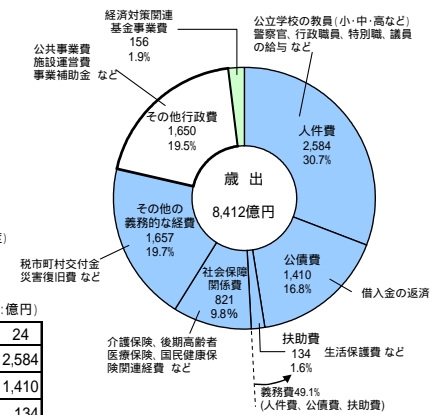


人件費……県の機関で働く職員や公立の小・中・高校の教職員、警察職員の給料・退職金・各種手当など
 公債費……過去に借り入れた借金のその年の返済金(元金と利息)
 扶助費……社会保障制度により、生活保護費など個人に対して支出される経費

年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
人件費	2,512	2,572	2,590	2,661	2,720	2,739	2,742	2,756	2,768	2,754	2,656	2,620	2,579	2,696	2,713	2,656	2,550	2,580	2,611	2,584
公債費	788	835	928	1,028	1,174	1,270	1,427	1,530	1,667	1,647	1,664	1,660	1,576	1,498	1,414	1,367	1,400	1,398	1,388	1,410
扶助費	164	169	175	178	185	193	195	200	208	200	141	143	138	127	126	129	134	141	151	134
合計	3,464	3,576	3,693	3,867	4,079	4,202	4,364	4,486	4,643	4,601	4,461	4,423	4,293	4,321	4,253	4,152	4,084	4,119	4,150	4,128

H5～22年度：決算額 23年度：見込額 H24年度：当初予算案 <欄外未満四捨五入>

歳出予算の内訳(平成24年度当初予算案)



長野県総務部財政課

電話 026 - 235 - 7039(直通)

ファクシミリ 026 - 235 - 7475

電子メール zaisei@pref.nagano.lg.jp

長野県総務部行政改革課

電話 026 - 235 - 7029(直通)

ファクシミリ 026 - 235 - 7030

電子メール gyokaku@pref.nagano.lg.jp

住所 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電話 026 - 232 - 0111(県庁代表)

ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp>